

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、宮城県・市町村・指定地方行政機関・指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、風水害等の防災対策を総合的かつ計画的に推進し、県土並びに県民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づく「宮城県地域防災計画」の「風水害等災害対策編」として、宮城県防災会議が策定する計画であり、宮城県の地域における風水害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき風水害等防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

県では、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、風水害等の防災対策を推進する。

さらに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるよう必要な措置を講ずる。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、風水害等の防災対策の確立に万全を期する。

第4 計画の構成

- 1 本計画は、本編と資料編で構成する。

2 本編の構成は、次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防対策

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策

3 他編の準用と読替え

宮城県地域防災計画地震災害対策編（以下「地震編」という。）を準用する場合には、別に定める場合を除き、必要に応じて、以下のとおり適宜読み替える。

読み替えられる字句	読み替える字句
地震	災害
地震災害	災害
地震・津波	災害
地震・津波災害	災害
震災	災害
耐震化	安全化

第5 基本方針

地震編 第1章 第1節の「第5 基本方針」を準用する。

この場合において、同項6中「国土保全施設等」とあるのは、「国土保全施設等（火山災害においては火山活動状況の監視、観測施設等を含む。）」と読み替える。

第2節 各機関の役割と業務大綱

地震編 第1章の「第2節 各機関の役割と業務大綱」を準用する。

第3節 県の概況

地震編 第1章の「第3節 県の概況」を準用する。

第2章 災害予防対策

第1節 風水害等に強い県土づくり

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、農政部、水産林政部、土木部）、市町村、仙台管区气象台

第1 風水害等に強いまちづくり

1 風水害等に強いまちの形成

国、県及び市町村は、洪水、雨水出水、高潮、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。

また、国、県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。県及び市町村は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

県及び市町村は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

国、県及び市町村は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

2 災害危険区域の指定等

県及び市町村は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

3 予測、観測の充実・強化等

国、県及び市町村は、雨量、水蒸気、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図る。

4 生活防災緊急対策

県及び市町村は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難場所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。

5 所有者不明土地の利活用

地震編 第2章 第2節の「第5 所有者不明土地の利活用」を準用する。

第2 水害予防対策

1 目的

水害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

2 現況

(1) 河川

本県は、北上川、阿武隈川、鳴瀬川、名取川の4水系を中心として、388の大小河川を有し、その総延長は約2,574kmで、河川密度は全国平均を大幅に上回っている。

河川の特徴として、北上川、阿武隈川両河川は、隣接県境の山地谷峡谷を経て本県の低地帯に流入するため、増水が激しく、また、他の河川は、ほとんどが西部奥羽山脈から直ちに低地帯に流入する、いわゆる中流のない河川で、雨期には増水、溢水の危険を伴う特性を有している。

出水の原因は、融雪によるものは極めてまれで、小洪水程度にとどまり、ほとんどは大雨によるものである。

豪雨は台風、前線の停滞、低気圧によって起こることが多い。

(2) ため池

本県には、大小合わせて、約6,000箇所のため池があり、重要な農業用水源となっている。

しかし、古い時代に築造されたものが多く、築造後自然条件の変化によって堤体、余水吐、取水施設等が脆弱体化しているのが現状である。

いったん、豪雨等により溢流・破堤した場合、被害は、人命にまで及ぶおそれがあり、事前に対策を講じる必要がある。

(3) 農業用河川工作物

本県では農業用用水の約90%を河川に依存しており、大小河川には頭首工をはじめ樋門、水門など農業用水施設が設置されている。

これらの河川工作物の中には河川法制定以前の古くから設けられているものが数多くあり、洪水時には決壊等の河川災害を招くおそれがあることから、事前に対策を講じ、整備補強する必要がある。

3 県土保全事業施行

国及び地方公共団体は、治山、治水、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道、港湾等の事業による災害予防対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

(1) 河川総合開発事業等

治水対策は、水資源の効率的利用とその有機的連携を保ちながら、水源から河口まで水系を一貫して実施しなければならない。

そのため、河川総合開発事業の一環としての多目的ダム及び治水ダムを建設する。

(2) 河川改修事業

洪水、高潮等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため河川改修事業を実施する。

なお、都市地域では、水害実績等を踏まえ、流域内の大河川、中小河川、下水道内水域等それぞれの水害規模影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携し、効果的な治水対策に努める。

また、河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

イ 一級水系の河川整備基本方針等

○北上川

下流部（県内）については、堤防の新設、改築、嵩上げ及び低水路の堀削を行って河積の増大を図り、水衝部には、護岸等を施工し洪水の安全な流下を図る。

○旧北上川

旧北上川については、堤防の新設、改築、嵩上げ及び水衝部の護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。

○迫川

迫川上流部においては、既設の花山ダム、栗駒ダム、荒砥沢ダムのほかに、新たに長崎川に小田ダムが完成し、下流においては、既設の南谷地遊水地、長沼ダムの建設及び河道の改修により洪水の安全な流下を図る。

また、旧迫川においては、蕪栗沼遊水地及び河道の改修により洪水の安全な流下を図る。

○江合川

既設の鳴子ダムにより、計画高水流量 $1,600\text{m}^3/\text{sec}$ を $900\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、農業用水の補給及び発電を行う。

また、新江合川流頭工等により、荒雄における計画高水流量 $1,800\text{m}^3/\text{sec}$ のうち $800\text{m}^3/\text{sec}$ を新江合川に分流させる。

河道については、涌谷町の堤防の改築等を実施することにより堤防の強化を図り、洪水の安全な流下を図る。

○上大沢川

既設の上大沢ダムにより、計画高水流量 $70\text{m}^3/\text{sec}$ （田沢川分流工地点からの導水量 $36\text{m}^3/\text{sec}$ を含む。）を $20\text{m}^3/\text{sec}$ に調節し、水道用水の補給を行う。

○田尻川

既設の化女沼ダムにより、計画高水流量 $100\text{m}^3/\text{sec}$ を $10\text{m}^3/\text{sec}$ に調節し、農業用水の補

給を行うとともに、下流の百々川、佐賀川の堤防の新設と改築を行い、護岸を施工する。

○鳴瀬川

既設の漆沢ダムにより、計画高水流量 $650\text{m}^3/\text{sec}$ を $180\text{m}^3/\text{sec}$ に調節し、水道用水、工業用水及び農業用水の補給を行う。さらに上流ダム計画の見直しにより、既設の漆沢ダムを治水専用化し計画高水流量 $650\text{m}^3/\text{sec}$ を $50\text{m}^3/\text{sec}$ に調整するとともに、新たに筒砂子ダム建設により計画高水流量 $530\text{m}^3/\text{sec}$ を $40\text{m}^3/\text{sec}$ に調節し、農業用水の補給並びに発電用水の供給を行う。

下流の大崎市三本木から河口までの区間については、堤防の新設、改築及び低水路の掘削を行い、水衝部等には、護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。

○吉田川

既設南川ダムにより、計画高水流量 $460\text{m}^3/\text{sec}$ を $100\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、水道用水及び農業用水の補給を行う。

また、既設宮床ダムにより、計画高水流量 $290\text{m}^3/\text{sec}$ を $60\text{m}^3/\text{sec}$ に調節し、水道用水の補給を行う。

さらに大和町から河口までの区間については、上流部に遊水地群を整備するとともに、堤防の改築及び低水路の掘削を行い、洪水の完全な流下を図る。

○名取川

既設の釜房ダムにより、計画高水流量 $1,650\text{m}^3/\text{sec}$ を $850\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、上水道用水、工業用水の補給を行うとともに、発電用水の供給を行う。

仙台市太白区富田より下流については、堤防の新設、改築及び掘削を行うとともに、水衝部等には、護岸、水制を施工する。

また、狭さく部の解消を図り、洪水の安全な流下を図る。

○広瀬川

既設の大倉ダムにより、計画高水流量 $1,200\text{m}^3/\text{sec}$ を $400\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、各種用水の補給並びに発電用水の供給を行い、その下流については、堤防の新設を行うとともに、護岸、水制等を施工する。

○増田川

既設の樽水ダムにより、計画高水流量 $160\text{m}^3/\text{sec}$ を $10\text{m}^3/\text{sec}$ に調節する。

○阿武隈川

下流部（県内）の丸森町から河口までの区間について、堤防の新設、改築及び低水路の掘削を行い、河積の増大を図るとともに、水衝部等には、護岸等を施工し、洪水の安全な流下を図る。

白石川、雉子尾川、内川等については、堤防の新設及び改築を行い、水衝部等には、護岸を施工する。

更に、白石川上流の七ヶ宿ダムにより、計画高水流量 $1,750\text{m}^3/\text{sec}$ を $250\text{m}^3/\text{sec}$ に調節する

とともに、水道用水、工業用水及び農業用水の補給を行う。

ロ 二級水系の河川整備基本方針等

○七北田川

既設の七北田ダムにより、計画高水流量 $430\text{m}^3/\text{sec}$ を $40\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、上水道用水の補給を行う。

七北田橋下流については、河道の掘削、水衝部の護岸を施行し、洪水の安全な流下を図る。

○砂押川

勿来川の惣の関ダムにより、計画高水流量 $60\text{m}^3/\text{sec}$ を $7\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、合流部において砂押川及び勿来川の二つの遊水地により、洪水調整を行う。また、中流部の河道の改修により洪水の安全な流下を図る。

○大川

本町橋下流及び松川合流部付近の河道掘削と堤防高の不足している神山川合流部の築堤を行い、洪水の安全な流下を図る。

○坂元川

国道6号上流において、築堤、河道掘削を行い、下流部については、水衝部の護岸を施行し、洪水の安全な流下を図る。

その他河川においても、水害発生状況及び水資源の利用の現況並びに開発状況を考慮し、水系ごとに、河川の総合管理を確保できるように河川整備基本方針、河川整備計画を作成し、河川改修を実施する。

ハ 水害に強いまちづくりモデル事業

昭和61年8月、壊滅的な水害を受けた吉田川流域の鹿島台町、大郷町、松島町において、全国初の取組として、洪水氾濫の拡大の防止及び緊急時の救援等の迅速化を図ることを目的に、国道346号バイパスとの共同事業により、二線堤を設置するとともに、緊急避難地を兼ねる総合的な水防拠点の整備を図り、水害に強いまちづくりを進める。

(3) ため池等整備事業

イ ため池整備事業

農業用水源確保及び破堤防止の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等々を新築、改修する。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池等については、優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について早急に改修、耐震化、統廃合等の対策を行う。

ロ 農業用河川工作物応急対策事業

構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

(4) 保安林整備事業

水源のかん養など保安林の持つ公益的機能の維持・強化の目的から、林床植生の消滅や表土の流出など、保安林機能が低下しているものについて、改植、本数調整伐等を行うほ

か、必要に応じて排水工等簡易施設を設置するなど森林整備を行う。

4 河川の維持管理

(1) 河川・海岸パトロールの実施

水防警報区間・重要水防箇所など水防上重要な河川管理施設、海岸保全施設及び占用工作物の点検等河川・海岸パトロールを定期的・重点的に実施し、河川及び海岸の管理に万全を期する。

(2) 河川管理施設の管理

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川管理施設の災害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理を徹底するため次の措置を講ずる。

イ 構造の安全

河川管理施設は、出水時の堤防等施設の監視体制や、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、内水排除施設等の耐水機能の安全を確保するため、強化対策を講ずる。

ロ 操作規則の制定

次の操作を伴う河川管理施設の操作規則を定め、河川管理施設の維持管理と安全化の徹底を期する。

また、河川、下水道、農業排水等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減に努める。

(イ) 流水を調節する施設

(ロ) 流水を分流させる施設

(ハ) 治水上特に重要な内水排除施設又は高潮等の防止施設若しくは流水調節施設

(3) 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制するなどの措置を講じ、河川の維持管理の徹底を図る。

イ 流水の占用又は河川区域内の土地の占用

ロ 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等

ハ 河川における竹木等の流送

(4) 水質事故対策

東北地方整備局、県及び市町村は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努めるとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講じる。

5 気象、水位等の観測

災害時はもとより、常時、河川及び海岸の状況を把握し、緊急時に備えるために、必要な箇所に雨量、水位、流量、風、潮位、波浪の観測施設を設置して観測を行う。

また、観測機関相互の情報交換、連携に努める。

6 水防応急資機材の整備・充実

水防管理団体等が行う水防活動を円滑化するために必要な水防応急資機材の整備・充実を図る。

7 水防団活性化及び水防協力団体の活用

水防団（消防団）への加入促進と活性化を推進するとともに、各水防管理団体は、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

8 水防計画の作成

知事及び指定水防管理団体（市町村、水防事務組合又は水害予防組合）の管理者が、水防計画を作成するときは、次の事項について考慮する。

- (1) 水防活動組織及び活動体制の確立
- (2) 河川管理施設の管理及び操作
- (3) 重要水防箇所及び指定河川洪水予報、水防警報等の区域の指定
- (4) 水防施設及び水防資機材の整備
- (5) 気象、水象の観測及び通報等の活用
- (6) 通信連絡体制及び水防標識等の整備
- (7) 水防活動従事者の安全確保
- (8) 他の水防機関との協力及び応援体制（河川管理者又は下水道管理者の同意及び協力を含む）
- (9) その他水害を予防するための措置

9 洪水浸水想定区域の指定

県及び市町村は東北地方整備局の協力を得て、都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努める。

東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川（洪水予報河川）及び、洪水に係る水位情報の通知及び周知を実施する河川（水位周知河川）等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用するなど、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める。市町村長は、洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

また、市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があるもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な

影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。(以下同じ。)の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものと認められる場合には、これらの施設の名称及び所在地、並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

なお、洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知するため、印刷物の配布、その他必要な措置を講じる。

10 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

11 防災調整池の設置等

県及び市町村は、防災調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能が確保されるよう措置する。

河川改修と併せた総合的な治水対策の一環として、県及び市町村が独自に定める防災調整池設置要綱の整備、さらには、防災無線システム整備を積極的に推進する。

項目	市町村名	制 定	施 行	概 要
防災調整池設置要綱	宮城県	平成 4年 3月	平成 4年 4月 1日	1ha以上750 m ³ /ha平地部
	塩竈市	平成 5年	平成 6年 4月 1日	0.1ha以上420 m ³ /ha
	大崎市	平成 9年10月 1日	平成10年 4月 1日	0.7ha以上340 m ³ /ha
	多賀城市	平成 9年10月22日	平成10年 4月 1日	0.8ha以上600 m ³ /ha
	名取市	平成 9年 9月22日	平成10年 4月 1日	0.8ha以上600 m ³ /ha
	仙台市	平成 9年12月25日	平成10年 4月 1日	0.1ha以上5mm/hの浸透式
防災無線システム	多賀城市	—	平成 7年 5月 1日	
	大崎市鹿島台	—	平成 1年 4月28日	
	南三陸町	—	平成 8年 4月 1日	
その他	岩沼市	—	平成10年 4月30日	地元FM放送を利用

12 流域治水の推進

施設整備の目標を超える洪水の発生が頻発化している現状を踏まえ、流域治水の考え方に基づいて、河川管理者等が主体となって行う治水事業等をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組む。

河川管理者は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定や流域水害対策計画の策定の推進を図る。

13 農地防災対策及び農地保全対策

県及び市町村は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。

また、農業用ため池について、市町村及び施設管理者と調整の上、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成や公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。

14 大規模氾濫減災協議会を活用した連携体制の構築

気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるための洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

15 利水ダム等の事前放流の取組

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

16 流域水害対策計画の策定等

特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定する。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行う。

17 貯留機能保全区域の指定

都道府県知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。

18 浸水被害防止区域の指定

県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

19 雨水出水浸水想定区域の指定

県及び市町村は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、都道府県知事にあつては関係市町村の長に通知する。

20 超過洪水対策

県及び市町村は、高規格堤防の整備等、超過洪水対策を推進する。

第3 高潮、波浪等災害予防対策

1 目的

高潮、波浪等の災害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

2 現況

本県の海岸は、総延長約828kmに及んでいるが、海岸の浸食、浸水、台風期の高潮、波浪等により災害発生危険に常にさらされており、現在までも相当の被害を受けている。

3 国土保全事業の施行

国、県及び市町村は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれ必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。また、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。

(1) 海岸保全事業の施行

国、県及び市町村は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式など、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備を推進する。

イ 農地海岸保全

本県の農地海岸の背後農地と、そこで展開される農業生産活動を守るため、海岸保全施設整備事業を施行する。

ロ 港湾海岸保全

港湾区域に係る港湾施設整備並びに海岸保全施設整備事業を実施する。また、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進するとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化する。

ハ 河川、建設海岸保全

河川の河口地域及び建設海岸における海岸保全施設を整備するため、必要な海岸保全事業を施行する。

ニ 漁港海岸保全

海岸保全基本計画に基づき、漁港区域内の海岸保全施設を整備するため、海岸保全事業を施行する。

(2) 海岸防災林の造成

飛砂・潮害等の防止や、津波流速の減殺など海岸防災林が持つ機能を十分に発揮するよう、防潮工等の治山施設及び森林の造成や保育管理などの治山事業を施行する。

4 海岸保全区域の指定

高潮、波浪等から海岸を防護するため、又は海岸保全施設を防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削その他の行為を制限又は禁止するなどの措置を講じ、海岸の維持管理の万全を期する。

5 高潮浸水想定区域の指定

県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸等について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

6 応急資機材の整備等

高潮、波浪等の災害応急資機材の整備は、水防計画に定める。

第4 土砂災害予防対策

1 目的

地震編 第2章 第3節の「第1 目的」を準用する。

2 現況

県内の土砂災害警戒区域等・山地災害危険地区をみると、土砂災害警戒区域等（土石流及び急傾斜地の崩壊）、崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区は県内全般に広く分布しており、土砂災害警戒区域等（地すべり）は奥羽山脈沿いの地盤特性によるものが多くみられる。

また、過去の土砂災害は危険箇所以外においても発生していることから、こうした地域の対策も必要である。

3 土砂災害防止対策の推進

国、県及び市町村は、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

(1) 土砂災害のおそれがある箇所の調査把握

県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

の指定に努める。

また、県は土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するとともに、基礎調査を完了させる実施目標を設定し、定期的に進捗状況を国土交通省に報告する。

(2) 土砂災害防止のための啓発活動

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

このため、県は、土砂災害を被るおそれのある箇所の基礎調査結果を公表しなければならない。

また、調査を終えた土砂災害警戒区域等を国県等の関係機関・市町村及び住民に周知・広報・告知し、災害時に市町村が適切な警戒避難体制がとれるよう助言する。

市町村は、土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図る。さらに、避難情報の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

仙台管区気象台は、県、市町村その他の防災関係機関や報道機関と連携し、土砂災害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これに係る防災気象情報の解説及び住民への精確な知識の普及・啓発に努める。

イ 土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間

毎年6月は土砂災害防止月間になっており、その中でも6月1日～7日は、がけ崩れ防災週間となっている。

県では特にこの期間に市町村及び住民に対し次のような広報活動を実施する。

- (イ) 市町村に対してポスター等の配布・土砂災害に関する説明会
- (ロ) 危険箇所のパトロールの実施、住民に対してのチラシ等の配布
- (ハ) 土砂災害に関する小中学生の絵画・ポスター・作文の優秀作品の一般公開

ロ 土砂災害に関する絵画・ポスター・作文コンクール

土砂災害による貴重な人命財産の被害の現状を考慮し、絵画・ポスター・作文を募集して、小・中学生に土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めてもらえるよう実施する。

ハ 土砂災害対策推進連絡会

関係行政機関からなる推進連絡会をつくり、土砂災害対策に関する危険箇所や土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害に対する防災対策、警戒避難体制の検討等を行う。

その構成委員については、下表のとおりである。

会 長	宮城県土木部長
副会長	宮城県土木部副部長（技術担当）
副会長	宮城県水産林政部副部長（技術担当）

委員	東北地方整備局河川部河川調査官
委員	東北地方整備局道路部道路調査官
委員	東北森林管理局計画保全部治山課長
委員	仙台管区気象台気象防災部予報課長
委員	東日本高速道路（株）東北支社管理事業部調査役
委員	東日本高速道路（株）東北支社建設事業部建設事業総括課長
委員	東日本旅客鉄道（株）仙台支社設備部工事課長
委員	宮城県警察本部警備部警備課長
委員	宮城県復興・危機管理部防災推進課長
委員	宮城県水産林政部森林整備課長
委員	宮城県土木部道路課長
委員	宮城県土木部河川課長
委員	宮城県土木部防災砂防課長
委員	宮城県土木部建築宅地課長

(3) 市町村の役割

市町村長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。

イ 市町村地域防災計画において定める事項

- (イ) 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (ロ) 避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項
- (ハ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (ニ) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- (ホ) 救助に関する事項
- (ヘ) 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ロ 避難情報の発令基準及び発令対象区域

ハ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

ニ 上記イ（ロ）のほか、土砂災害に対して安全な指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営体制、開設状況の伝達方法

ホ 上記イ（ニ）のほか、土砂災害時の要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難情報の伝達方法や、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法

へ 土砂災害に係る防災意識の向上方法

土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(4) 土地利用の適正化

県は、土砂災害特別警戒区域として指定された当該区域について以下の措置を講じる。

- イ 住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- ロ 建築基準法に基づく建築構造規制を踏まえた安全確保の推進（※建築主事を置く地方公共団体）
- ハ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ニ 勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図る。

4 山地災害危険地区の計画的な整備の推進

地震編 第2章 第3節の「第3 山地災害危険地区の計画的な整備の推進」を準用する。

5 地すべり等防止事業

地震編 第2章 第3節の「第4 地すべり等防止事業」を準用する。

6 急傾斜地崩壊防止施設

地震編 第2章 第3節の「第5 急傾斜地崩壊防止施設」を準用する。

7 砂防設備

地震編 第2章 第3節の「第6 砂防設備」を準用する。

8 治山事業

地震編 第2章 第3節の「第7 治山事業」を準用する。

9 宅地造成規制

地震編 第2章 第3節の「第9 宅地造成規制」を準用する。

10 盛土等による災害防止

地震編 第2章 第3節の「第12 盛土等による災害防止」を準用する。

第5 地盤沈下災害予防対策

地震編 第2章 第3節の「第11 地盤沈下防止」を準用する。

第6 風雪害予防対策

1 目的

風害及び豪雪に伴う雪崩災害や道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、県、市町村及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の施設整備、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進し、積雪期の被害の軽減を図る。

2 現況

本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点においてこれまでに最も多くの積雪を観測したのは栗駒(統計期間1983年11月～1997年4月)であり、その値は252cm(1996年3月16日)である(2024年9月現在)。

また、仙台(仙台管区气象台)における風の観測では、日最大風速(統計期間1926年10月～)の極値は24.0m/s(1997年3月11日)、日最大瞬間風速(統計期間1937年1月～)の極値は41.2m/s(1997年3月11日)で、年間最多風向は北北西(平年値:統計期間1991年～2020年)、日最大風速が10m/s以上の年間日数は51.9日(平年値:統計期間1991年～2020年)となっている(2024年9月現在)。

3 道路交通障害への事前対策等

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪等の特性を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所の対策に努める。また、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するとともに、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練の実施に努める。

道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

4 雪害に関する情報伝達

道路管理者は、通行規制範囲の情報が入手しやすいように広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。

5 除雪体制等の整備

道路管理者、高速道路事業者及び鉄道事業者は、豪雪害時における道路交通及び鉄道交通の確保を図るために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。

また、道路管理者は雪崩、地吹雪等によりたびたび通行止めが発生する箇所については、雪崩防止柵や防雪柵、スノーシールド等の施設を整備する。

さらに、降積雪、気温等の気象状況を収集し、伝達する機器等の整備及び道路利用者へ情報提供する情報板、通信システム等の整備を実施する。

国、県及び市町村は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ポ

ランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じる。また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

国及び県は、事故防止対策について、様々な情報を収集し、市町村等に提供する。

市町村は、積雪時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起りやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

6 集中的な大雪時の対応

道路管理者は、集中的な大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。

また、道路管理者は、集中的な大雪に対し、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

7 避難所体制の整備

山間豪雪地帯においては、集落間の交通の確保が困難なこと、あるいは途絶する可能性があるため、市町村は、集落単位に一時避難場所を確保する。

また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所における暖房器具等の確保に努める。

8 スキー場利用者対策

スキー場での雪崩発生時においては、リフト、ゴンドラ、ロッジ等の損壊や、多数のスキー客の被害が考えられる。

このため、スキー場を有する市町村では、スキー場利用者の安全対策として、スキー場施設管理者と連携を図りながら、スキー場利用者も考慮した一時避難場所の確保及び救出・救助対策を講じる。

9 雪崩危険箇所

国・県は、雪崩危険箇所等点検要領に基づき県内の雪崩危険箇所をあらかじめ調査し、426箇所を確認しており、緊急度の高い箇所について計画的に対策施設を整備している。県では、関係機関・市町及び住民に危険箇所を雪崩防災週間（12月1日～12月7日）の期間や融雪期を重点的に雪崩災害に関する防災知識の普及・啓発、雪崩に関する知識の普及を推進し、適切な警戒避難体

制がとれるよう雪崩災害対策を推進する。

10 克雪に関する技術開発

国、県及び市町村は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をする。

第7 農林水産業災害予防対策

1 目的

大規模な災害により、農業、畜産業、養蚕業、林業及び水産業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、県、市町村、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。

2 現況

本県の農業・畜産・林業については、地勢的環境と気象の条件から水害・風害・干害・冷害・凍霜害などによる被害を絶えず受けている。

また、林業については、雪害の発生がみられ、頻度は少ないものの、一度発生すれば林業の特質上その被害は甚大なものとなる。

さらに、水産業についても、ノリ、カキ、ワカメ、種ガキ養殖及び定置網施設といった海上施設は最も被害を受けやすく、特に、最近では、外海部漁場の開発が進んだことにより、台風通過時には風浪による施設破損が甚大であり、また係留、航行中の漁船海難事故も多い現況にある。

本県の波浪について、江ノ島の沿岸波浪観測装置（仙台管区气象台）で2mを超える有義波高（1/3最大波の波高）の出現率は、平均して年間13.0%（統計期間1978年～2012年）となっている。

また、沿岸の風は、江ノ島で日最大風速が15m/s以上の日数は、年間で10.9日（平年値：統計期間1991年～2020年）となっている。

3 防災措置等

県及び市町村は、次のとおり災害予防対策を推進する。

(1) 農地、農業用施設の災害の防止

洪水や土砂災害から人命及び公共施設等並びに農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点農業用ため池」を中心とした農業水利施設等の耐震化、排水機場の整備・改修等のハード対策とともに、ハザードマップ作成等のソフト対策を適切に組み合わせ、防災・減災対策を推進するほか、水田への雨水の一時貯留による洪水防止機能を強化する田んぼダムに取り組むとともに、農業用ダムの洪水調節機能の強化や排水機場・ため池の活用など、あらゆる関係者が流域全体で行う「流域治水」の取組を、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。

また、既存のため池に、消防水利や生活用水等の緊急防災用水量を附加するなど、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。

イ 避難路や避難地等の確保

(イ) 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

(ロ) 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備

(ハ) 避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

ロ 消防用施設の確保

(イ) 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

(ロ) 防火水槽整備

ハ 集落の防災設備整備

(イ) 集落防災設備整備

老朽のため池の改修、地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

(ロ) 公共施設補強整備

地震等の防災上補強が必要な既存の橋梁等の公共施設の整備

ニ 災害情報の伝達施設の確保

情報基盤施設整備 … 住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要なCATVや防災無線の整備

ホ 農業気象対策の推進

(イ) 農業気象業務については、仙台管区气象台と密接な連携のもとに、農業気象観測の整備強化に努め、迅速な災害予報と適切な技術対策を確立し、災害の未然防止に資する。

また、農業気象予報及びその技術対策の周知徹底を図るため次のとおり資料を発行し、市町村及び農業団体等に配布し予防対策に資する。

・農業異常災害対策速報 …………… 随時

・宮城県農業気象速報 …………… 毎月3回

(ロ) 適切な技術対策を確立するため、水稻では稲作地帯別に44圃場、大豆では15圃場に農作物生育調査圃を設置し（平成16年度）、農作物の育成に及ぼす気象感応を調査する。

へ 病虫害防除体制の整備

市町村やJA等関係機関の連携を図り、防除実施に当たる体制整備に努める。

ト 防災営農技術等の普及

災害に対応する技術対策の指導を徹底し、災害の未然防止に努める。

(イ) 畜産業対策

① 畜舎等の建設・改築時には、災害に対応をするよう推進指導する。

② 飼料作物畑については適期播種・施肥・収穫を励行する。

③ 水害

a 水害常襲地帯には、多頭飼養形態の畜舎の建設を極力排除するよう指導する。

b 水害常襲地帯には、飼料作物のうち牧草類を優先作付させるよう指導する。

c 海岸付近の畜舎等においては、あらかじめ津波発生に備えた家畜避難対策の設置を準備する。

④ 干害

a 給水施設（井戸等）の整備管理を指導する。

b 干害に比較的強い品種の導入を指導する。

⑤ 凍霜害

a 牧草のてん圧を励行させる。

凍霜害に比較的強い牧草飼料作物の品種を栽培指導する。

b 適期に栽培管理、収穫調整を実施する。

⑥ 冷害

a 地域の気象条件に合わせて牧草類の栽培利用を指導する。

b 栄養障害的疾患が多発する傾向にあるので健康管理を指導する。

⑦ 雪害

a 融除雪を促進するため溝築を指導する。

b 牧草の秋期てん圧を指導する。

⑧ 火災

育雛施設等火気使用施設の取り扱いについて注意するよう指導する。

(ロ) 養蚕業対策

養蚕業については、風水害等の被害を受けないよう、気象情報に留意しながら、管理に努めるよう指導する。

特に稚蚕用桑園に対する凍霜害については、切除器具の整備等に努めるように指導する。

(ハ) 園芸等施設対策

園芸等の施設については、雪害、風害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら、施設の維持、補強に努めるよう指導する。

特に、降雪時においては、速やかな雪おろし、融雪、除雪などの対策を講じるよ

う指導する。

(二) 水産業対策

自然災害に対し、次の事項に重点を置く。

- ① 合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法を技術的に指導し、気象・海象に対応した施設の維持を図る。
- ② 漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い、漁船の安全性の確保を図る。さらに、漁家には次の点を指導する。
 - a 講習会などを開催し、船舶運航技術の向上を図る。
 - b 小型漁船に対する携帯ラジオ、無線電話の搭載を指導し、その普及を図る。
 - c 漁船損害等補償法に基づく漁船保険の加入及び漁業災害補償法に基づく水産物、漁業施設共済加入を促進する。
 - d 漁業用海岸局の機能整備を促進し、気象予報事業などの強化を促進する。
- ③ 漁港地域において、台風・低気圧による高潮・高波・暴風リスクを低減するため、防波堤等の耐浪化対策を推進する。

(ホ) 林業対策

森林の生育状況などに応じた適時適切な保育・間伐の実施等を通じた災害に強い健全な森林の育成を指導する。

また、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

(3) 情報の収集・連絡体制の整備

被災により生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。

(4) 営農用資機材の確保

- イ 営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。
- ロ 稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるように予備として全国農業協同組合連合会宮城県本部の優良種子備蓄倉庫（栗原市高清水）に備蓄するよう、（公社）みやぎ農業振興公社を指導するとともに、その他確保のための対策を請じる。

第8 火山災害予防対策

1 目的

火山の噴火その他火山現象による災害時において、地域住民や観光客、登山者等の生命、身体及び財産を保護するため、各防災関係機関は連携を図り、災害予防対策の諸施策を行う。

2 現況

(1) 県内の活火山

火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義し直した。

県内では下記3火山が活火山として定義されており、このうち平成21年6月に「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、県内では栗駒山、蔵王山が選定された。

火山名	周辺の市町村名
栗駒山	栗原市
鳴子	大崎市、栗原市、加美町
蔵王山	蔵王町、川崎町、七ヶ宿町、白石市

(2) 火山の概要

火山ごとの過去の活動状況は、次のとおりである。

イ 栗駒山

栗駒山は、宮城・岩手・秋田の三県にまたがる安山岩の成層火山であり、山体は、約50万年前の南部独立火山列、古期東栗駒火山体、約40～10万年前の新期栗駒山火山体、栗駒山火山体、約30～10万年前の秣岳火山体、数万年前より若い剣岳火山体に区別される。⁽¹⁾

1万年以内の噴火活動に関する詳細な年代分析値は報告されていない。

山頂付近や山頂の北側斜面に分布する表土（クロボク）中に堆積している火山灰の分析では、915年（十和田a火山灰）以降に、少なくとも2回（1944年の小噴火を含む）の水蒸気爆発が起き、約5,400年前（十和田一中掬（ちゅうせり）火山灰）から915年の間にも、少なくとも2回の水蒸気爆発が起こっている。⁽²⁾

歴史時代には、1716年～36年にかけて、1744年及び1944年に噴火が記録されている。また、平成20年（2008年）6月14日に発生した平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震によって、栗駒山の東麓で大規模な地すべりが発生した。⁽³⁾

なお、仙台管区気象台では平成22年（2010年）より常時観測（震動観測、空振観測、遠望観測、地殻変動観測）を行っている。

ロ 鳴子

鳴子火山は、本県北西部に位置する小規模カルデラ火山である。山頂には、直径約5kmのカルデラが存在する。その内部には溶岩ドーム群および溶岩流からなる中央火口丘が形成され、さらにそれらの中央部に火口湖、潟沼が存在している。

カルデラは、荷坂火砕流堆積物、柳沢火砕流堆積物の形成に伴い形成されている。中央火口丘は流紋岩質であり、直径100m～400m程度の爆裂火口が多数認められる。

鳴子火山のうち、潟沼西部の鳥谷ヶ森溶岩は、約1万3000～4000年前に流出したものと考えられる。

歴史時代の噴火記録は、837年5月の噴火があるのみである。古文書の解析結果から、この噴火も水蒸気爆発主体であったものと推定されている。⁽⁴⁾

なお、仙台管区気象台では、広域地震観測網により監視を行っている。

ハ 蔵王山

蔵王山は、奥羽山脈の南部、宮城・山形両県に位置している活火山であり、多数の山頂がほぼ北北東-南南西に配列しており、広義には南北約20km、東西約20kmの範囲に分布している火山群を指す。

この範囲にある主な山頂は、北から、瀧山、五郎岳、三郎岳、地藏岳、熊野岳、五色岳、刈田岳、前山、烏帽子岳、杉ヶ峰、屏風岳、馬ノ神岳、不忘岳である。

また、その形成年代、分布や噴出物の特徴から、北から瀧岳、中央蔵王山、南蔵王山に分けられる場合が多い。瀧岳は約100万年前に活動した玄武岩質の火山、中央蔵王山は約100万年前～現在、南蔵王山は約120～7万年前に活動した玄武岩からデイサイトの多数の岩石からなる成層火山である。

蔵王火山の噴火活動は、約100万年の噴火の歴史がある。約100万年前には玄武岩質のマグマの水中噴火活動が卓越した。約50～4万年前には安山岩質マグマ活動が卓越し、4つの中規模の火山体が時期を異にして形成された。

約2,000年前以降の活動によって、五色岳が形成された。現在の火口は御釜であるが、活動開始時にはそれよりやや東方にあり、約800年前に御釜に火口が移動した。

御釜を火口とする噴火は17世紀までに少なくとも4フェーズ認められ、それに加えて1794年以降の古記録に残る多数の噴火がある。

1794年以降の噴火の中でもっとも記録が多いのは1894年～1897年のものであり、計7回の噴火が発生した。⁽⁵⁾

また、2015年4月に噴火警報（火口周辺危険）、2018年1月に噴火警報（噴火警戒レベル2）が発表された。

なお、仙台管区気象台では平成22年（2010年）より常時観測（震動観測、空振観測、遠望観測、地殻変動観測）を行っている。

(1)、(3)、(4)、(5) 伴 雅雄他「日本地方地質誌2. 東北地方（日本地質学会編）」

朝倉書店 平成29年より

(2) 気象庁「日本活火山総覧（第4版）」平成25年より

3 火山災害の要因

火山活動に伴い生じる火山現象は多岐にわたる。火山災害の要因となる主な火山現象及び概要は下記のとおりである。

火山現象	概要
大きな噴石	<p>大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石等が、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものであり、短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。</p> <p>被害は火口周辺の概ね2～4 km以内に限られるが、過去には大きな噴石の飛散により、登山者等が死傷したり、建造物が破壊されたりするなどの災害</p>

	が発生している。
火砕流（火砕サージを含む）	<p>規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などの発生により、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。高温・高速で広範囲を覆うため、人的・物的に大きな被害をもたらすこともある。</p> <p>また、火砕流の先端や周辺は、火山ガスの比率が高くなり、低密度の火砕物と火山ガスの流れである「火砕サージ」が発生することもある。（避難を検討する上では、火砕流と火砕サージを区別する必要性は低く、火砕流に含める。）</p>
融雪型火山泥流	<p>積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって、斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速60kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され、埋没するなど、大規模な災害を引き起こしやすい。</p>
火口湖決壊型の泥流	<p>火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。蔵王山では御釜由来の泥流を想定している。</p>
溶岩流	<p>マグマが火口から噴出して、高温で粘性の高い液体のまま地表を流下する現象。流下速度が比較的遅い。</p>
小さな噴石・火山灰	<p>噴火により噴出した小さな固形物が火口から遠くまで風に流されて降下する現象。直径2mm以上のものを小さな噴石（火山れき）、それ以下のものを火山灰と呼び、粒径が小さいほど遠方まで流されるが、噴出してから地面に降下するまで数分～数十分かかるため、火山の風下側で爆発的噴火に気づいたら屋内に退避すること等で小さな噴石から身を守ることができる。</p> <p>火山灰は、時には数百km以上運ばれ広域に降下・堆積し、農作物の被害、水質汚濁、交通麻痺、家屋倒壊など広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</p>
火山ガス	<p>火口や噴気口からマグマに溶けている様々な成分が気体となって噴出する現象。噴出するガスの成分によっては人体に有毒なガスもあり、過去には死亡事故も発生している。</p>
火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流	<p>火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積した山腹斜面への降雨に伴い、土石流や泥流が発生する現象。高速で斜面を流下し、下流に大きな被害をもたらす。</p>

4 防災事業等の推進

(1) 火山災害警戒地域の指定

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。）に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域は、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定される。宮城県に關係する火

山で、警戒地域に指定されているのは、以下の地域である。

火山名	県名	市町村名
栗駒山	宮城県、岩手県、秋田県	栗原市、一関市、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村
蔵王山	宮城県、山形県	蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、山形市、上山市

(2) 防災体制の整備等

イ 火山防災協議会

活火山法第4条に基づき、警戒地域の指定を受けた県及び市町村は、火山ごとに火山防災協議会を共同で設置することとなっており、栗駒山及び蔵王山で火山防災協議会が設置されている。

火山防災協議会は、関係する各県の知事や市町村長、气象台、東北地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山の専門家、その他観光関係団体等の検討に必要な様々な者を加え、平常時から相互に連携し、防災体制を整備するよう努める。また、必要に応じて、検討事項ごとに部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備に努める。

また、火山防災協議会は、以下の事項について協議し、その構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- (イ) 火山観測、防災対策等に関する情報共有に関すること
- (ロ) 噴火シナリオ（噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列で示したもの）に関すること
- (ハ) 火山ハザードマップに関すること
- (ニ) 噴火警戒レベルに関すること
- (ホ) 避難手段や避難経路等を具体的に示した避難計画の策定に関すること
- (ヘ) 住民、観光客及び登山者等への情報提供に関すること
- (ト) 通信事業者と連携した情報伝達充実方策
- (チ) 県及び市町村の地域防災計画に定める事項に係る意見聴取に関すること
- (リ) 防災訓練等の活動に関すること
- (ヌ) 火山防災意識の啓発に関すること
- (ル) 避難施設の整備や装備品の備蓄に関すること
- (ヲ) その他必要と認められること

ロ 県

(イ) 防災知識の普及啓発

県は、防災週間や火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民、観光客及び登山者等に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて、火山災害の危険性を周知する。

(ロ) 登山者等に対する防災知識の普及啓発

県は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる観光客や登山者に対して防災知識の普及啓発を図るとともに、火山防災マップ等を通じて、火山災害についての知識の普及を図る。

(ハ) 登山者等への情報伝達・情報把握

県は、登山者等への噴火警報等の伝達をより確実にするため、サイレン、緊急速報メール、レストハウスの管理者等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

また、県は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）の積極的な提出の呼びかけ等により、登山者等に関する情報の把握に努める。

(ニ) 降灰対策

県は、噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

ハ 市町村

(イ) 防災知識の普及

市町村は、防災週間や火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民、観光客及び登山者等に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて、火山災害の危険性を周知する。

また、この火山ハザードマップ、火山防災マップのほか、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど、防災知識の普及啓発に努める。

(ロ) 登山者等に対する防災知識の普及啓発

市町村は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる観光客や登山者に対して防災知識の普及啓発を図るとともに、火山防災マップ等を通じて、火山災害についての知識の普及を図る。

(ハ) 登山者等への情報伝達・情報把握

市町村は、登山者等への噴火警報等の伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登山口等における掲示など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

また、市町村は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、登山届の積極的な提

出の呼びかけ等により登山者等に関する情報の把握に努める。

(二) 降灰対策

市町村は、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

(ホ) 避難誘導・支援者等の装備の充実

市町村は、避難誘導・支援者等が噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(ヘ) 避難施設、避難場所等の整備

市町村は、火山防災協議会で策定した避難計画等に基づき、避難施設、避難場所等の事項を地域防災計画に定める。

① 指定緊急避難場所の確保

市町村は、発生が想定される火山現象の影響を受けないところで、かつ住民及び登山者等が短時間で避難が可能な場所を指定緊急避難場所に指定する。また、指定にあたっては、第2章第16節第4「指定緊急避難場所の確保」に留意する。

② 指定避難所の確保

市町村は、発生が想定される火山現象、火山ハザードマップを踏まえ、安全な場所に指定避難所を指定する。また、指定にあたっては、第2章第17節第2「避難所の確保」に留意する。

③ 避難路の確保

市町村は、指定緊急避難場所、指定避難所への避難路を指定する場合、発生が想定される火山現象、火山ハザードマップを踏まえて避難路を指定する。また、指定にあたっては、第2章第16節第5「避難路の確保」、第6「避難路等の整備」及び第7「避難誘導體制の整備」に留意する。

④ 噴火警報の発表及び突発的な噴火が発生した場合の避難経路

市町村は、火山防災協議会で策定した避難計画等に基づき、噴火警報の発表及び突発的な噴火が発生した場合に備え、規制対象区域外への避難経路等を予め地域防災計画に規定する。

ニ 国、大学等の火山監視観測・調査研究機関

国（気象庁等）、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、各関係機関と連携し、下記の実施に努める。

(イ) 噴火や火山現象の発生機構等の調査や、マグマの蓄積状況等の観測に関する研究及び技術開発

(ロ) 大規模な降灰の発生、拡散を早期に予測する手法や降灰が経済社会活動に及ぼす影響についての調査研究及び技術開発

- (ハ) 臨時観測体制を強化する際に活用可能な観測機器の調達・運用体制の整備
- (ニ) 観測機器や通信手段に障害が発生した場合や、降灰・降雨などの悪条件下においても火山の監視観測体制を維持するための技術開発
- (ホ) 各火山の観測データの共有化を進める等により、火山噴火予知研究及び火山観測体制・施設の充実・強化を図る
- (ヘ) 火山活動の評価体制の強化及び高度な専門的知見を有する人材の育成

ホ 火山調査研究推進本部

火山調査研究推進本部は、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するために下記の事務を実施し、国及び地方公共団体と連携する。

- (イ) 観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案
 - (ロ) 関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整
 - (ハ) 総合的な調査観測計画を策定
 - (ニ) 関係行政機関、大学等の調査結果等を収集、整理、分析し、総合的な評価を実施
 - (ホ) 総合的な評価に基づく広報
- ヘ 登山者等
- 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努める。

(3) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル

イ 噴火警報等の種類と発表基準

(イ) 噴火警報

仙台管区气象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）として発表する。なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(ロ) 噴火予報

仙台管区气象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(ハ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火警報・予報に付して発表する指標である。

各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時や想定される火山現象の状況に応じた避難体制等について共同で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、これらが県、市町村の地域防災計画に定められた火山で運用される。宮城県内の火山では栗駒山、蔵王山で運用されている。また、噴火警戒レベルの引き上げや引き下げの基準については、仙台管区気象台が科学的知見に基づく精査を実施し、気象庁ホームページで公表している。

(二) 噴火速報

仙台管区気象台が、登山者や火山周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を促すために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合※
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(ホ) 火山の状況に関する解説情報

仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(へ) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

① 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに、噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな

噴石の落下範囲を提供。

② 降灰予報（速報）

・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。

・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③ 降灰予報（詳細）

・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1 mm 未満
少量	0.1mm 未満

(ト) 火山ガス予報

仙台管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(チ) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、仙台管区気象台が発表する。

① 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について

解説するため、臨時及び定期的に発表する。

② 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

③ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙が流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

ロ 噴火警報等の通知・通報及び伝達

(イ) 噴火警報等（噴火予報・噴火速報・火山の状況に関する解説情報（臨時）を含む）

a 通報及び伝達の内容

(a) 仙台管区気象台

仙台管区気象台は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、噴火警報等を発表（伝達）する。また、栗駒山、蔵王山についての火山活動の状況に応じた迅速かつ適切な防災対応に資するため、噴火警戒レベルを噴火警報に付して発表する。

(b) 宮城県

仙台管区気象台から噴火警報等の伝達を受けたとき又は自ら知ったときは、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。

(c) 市町村

知事から噴火警報等の伝達を受けたとき又は自ら知ったときは、その事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール等、登山口等における掲示やレストハウスの管理人を介した情報伝達等により、関係機関、住民及び登山者等、各市町村の地域防災計画に定める団体に伝達する。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をする。

なお、特別警報にあたる噴火警報（居住地域）（栗駒山、蔵王山では噴火警戒レベル4以上が付される）の伝達を受けた場合には、直ちに住民、登山者等へ伝達する。

b 通報及び伝達の系統

噴火警報等伝達系統図は資料編に定める。

(4) 異常現象発見の通報

火山に関する異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村長に通報し、市町村長は、速やかに仙台管区気象台を含む関係機関に通報する。また、市町村は、異常現象を発見した場合の通報義務

について地域住民、登山者、観光客等に啓発を図る。

なお、通報を要する異常現象とは、おおむね次の内容のものをいう。

- イ 噴火（爆発、溶岩流、泥流、火砕流等）及びそれに伴う降灰等
- ロ 火山地域での火映、鳴動の発生
- ハ 火山地域での地震の群発
- ニ 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- ホ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- ヘ 火山地域での湧泉の新生あるいは涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- ト 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- チ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

(5) 二次災害の防止

県及び市町村は、降灰後の降雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。

5 警戒避難体制の整備等

(1) 避難計画の策定

市町村は、県と協力し、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや複数の噴火規模を想定した火山ハザードマップを用いて、避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベルを設定し、これに対応した避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど、具体的で実践的な避難計画を策定する。さらに、当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画等警戒避難体制の内容について住民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

また、市町村は、各火山防災協議会における検討を通じて策定された避難計画を実効性のあるものとするため、地域防災計画において下記の事項を定める。

- イ 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項
- ロ 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項
- ハ 避難場所及び避難経路に関する事項
- ニ 火山現象に係る避難訓練に関する事項
- ホ 救助に関する事項

- へ 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地
- ト その他必要な警戒体制に関する事項

(2) 退避壕・退避舎等の活用

県及び市町村は、火山防災協議会の場を活用するなどにより、退避壕・退避舎等の必要性について検討するものとし、検討結果等を踏まえ必要に応じて退避壕・退避舎等の整備に努める。

6 防災訓練の実施

火山防災協議会は、関係機関と連携した防災訓練を実施し、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、火山防災対策の充実を図る。また、訓練実施にあたっては、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進する。

7 避難確保計画

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数のものが利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、下記の事項等を定めた避難確保計画を作成・公表する。

- イ 火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項
- ロ 防災体制に関する事項
- ハ 避難誘導に関する事項
- ニ 避難訓練及び防災教育に関する事項

避難確保計画の作成・公表後は、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について、市町村に報告する。

市町村は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関して、必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

8 火山災害発生時等の対策

(1) 避難対策等の実施

市町村は、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して入山規制、避難指示等、警戒区域の設定等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するなど、迅速かつ円滑な避難対策をとる。

また、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示等を行うよう努める。

県及び市町村は、多数の住民、登山者等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合がありうること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありうることに十分留意して災害応急対策を講じる。

加えて、噴火口の位置は、その後の火山現象の影響範囲の予測や避難対象地域の判断等に重要であることから、仙台管区气象台、県、市町村及び火山監視観測・調査研究機関等は、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努める。

(2) 火山災害情報の収集・伝達体制

火山災害の現場は、地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、県、市町村、消防機関その他の防災関係機関の無線装置を有効に配備することによるほか、防災ヘリコプター等の航空機による空中偵察によって災害情報の収集及び伝達に努める。

災害情報の内容は次のとおりとする。

- イ 人的被害及び住居被害の状況
- ロ 要救助者の確認
- ハ 住民等の避難状況
- ニ 噴火規模及び火山活動の状況
- ホ 被害の範囲等
- ヘ 避難道路及び交通の確保の状況
- ト その他必要と認める事項

(3) 広域避難の調整

火山災害の発生による避難に関し、県又は市町村の区域を越えた広域的な避難が必要な場合の調整については、第3章第14節第12「広域避難者への支援」による。

(4) 救助・救急活動の実施

火山災害の発生による救助、救急活動については、第3章第10節「救助・救急活動」によるものとし、次の事項に留意し実施する。

- イ 市町村は、火山災害の現場において要救助者があるときは、消防団等による救助隊を編成するほか、警察、自衛隊その他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、救助に当たる。
- ロ 救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、山岳救助及び空中救助の場合は、関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期す。

また、県は、広域的な応援が必要な場合、第3章第7節「相互応援活動」、第3章第9節「自衛隊の災害派遣」により要請を行う。

(5) 医療救護活動

火山災害の発生による医療救護活動については、第3章第11節「医療救護活動」による。

第2節 都市の防災対策

地震編 第2章の「第6節 都市の防災対策」を準用する。

第3節 建築物等の予防対策

＜主な実施機関＞

県（復興・危機管理部、保健福祉部、土木部、教育庁）、市町村

第1 目的

県、市町村及び関係機関は、災害による建築物の被害を防止するため、必要な事業対策を講じる。

第2 防災事業の施行

1 浸水等風水害対策

県、市町村及び施設管理者は、地下鉄、地下街や劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

また、防水扉及び防水板の整備など建物や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するとともに、地下街等の管理者は、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努める。

県及び市町村は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転することにより災害を未然に防止する。

3 特殊建築物、建築設備の防災対策

地震編 第2章 第7節 第3の「2 適正な維持管理の促進」を準用する。

4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

地震編 第2章 第7節の「第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策」を準用する。

5 文化財の防災対策

県及び市町村は、国とともに文化財保護のための防災対策に努める。

6 建築物及び都市の不燃化促進対策

災害に強い都市づくりの一環として、個々の建築物及びその集合体である都市の不燃化を進める必要があり、日本政策投資銀行、住宅金融支援機構等の融資制度等を活用し、促進を図る。

7 落下物の防止対策

国、県、市町村及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、企画部、環境生活部、土木部、企業局）、市町村、
関東東北産業保安監督部東北支部、東北地方整備局、東北電力（株）宮城支店、
東北電力ネットワーク（株）宮城支社、（一社）宮城県LPGガス協会、仙台市ガス局、塩釜ガス（株）、
石巻ガス（株）、古川ガス（株）、東日本電信電話（株）宮城事業部

第1 目的

地震編 第2章 第8節の「第1 目的」を準用する。

第2 水道施設

地震編 第2章 第8節の「第2 水道施設」を準用する。

第3 下水道施設

下水道管理者は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機能を確保するため、下水道施設の整備及び安全性の向上を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

下水道管理者は、雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

また、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

2 下水道施設維持管理

地震編 第2章 第2節 第3の「2 下水道施設維持管理」を準用する。

3 下水道防災体制

地震編 第2章 第2節 第3の「3 下水道防災体制」を準用する。

4 浸水被害の軽減

県及び市町村及び地方公共団体は、特定都市河川流域や浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

第4 工業用水道施設

地震編 第2章 第8節の「第4 工業用水道施設」を準用する。

第5 電力施設

各施設とも計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準など関係法令や社内設計基準・指針等に基づく災害被害防止対策を施すとともに、過去に発生した災害及び被害の状況や各施設

の環境等を考慮し以下の対策を実施する。

1 水害対策

水力発電設備は各施設の立地状況に応じて必要な箇所に、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器の嵩上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の開閉化とケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。また、特に洪水に対する被害防止に重点を置き、ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上・下流護岸、導水路と溪流との交叉地点、護岸、水製工、山留壁、地滑り箇所などについて点検、整備する。

土砂崩れ、洗堀などが発生するおそれのある箇所の架空送電線路はルート変更や擁壁強化等を実施する。また、地中送電線はケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

浸・冠水のおそれのある変電所は、建物の嵩上げ、出入口の角落とし、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。

2 風雪害対策

風雪害が予想される地域の水力発電・変電設備には雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け等を実施する。また、送電鉄塔には耐雪設計を施し、電線には難着雪化対策を行う。

県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。

3 塩害対策

塩害の著しい地域の発電・変電設備には活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後にがいし水洗いを行い、送電・配電設備には耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用するとともに、必要に応じてがいし清掃を実施する。

4 高潮対策

火力・原子力発電所における高潮対策として、必要箇所に角落としあるいは、防潮扉、防潮壁を設置し、これに対処する。

なお、主要機器の嵩上げ又は吊上げ用器具の整備を行う。

第6 ガス施設

地震編 第2章 第8節の「第6 ガス施設」を準用する。

第7 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市

相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の災害予防対策

イ 防火対策として、通信機械室内やとう道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑制や外部からの類焼・延焼防止、火災感知や消火設備の設置などの対策を実施する。

ロ 水防対策として、浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、浸入した水を排出や排水の逆流を防止する対策を実施する。

ハ 豪雪や寒冷地での、雪や凍結などによる引込線の切断やケーブル凍結による混線等を防止するために、保安器等の取付位置変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する。

ニ 県及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。

ホ 停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する。

ヘ 災害の発生に備え、平常時から点検及び整備を行う。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

地震編 第2章 第8節 第7の「2 体制の整備」を準用する。

3 災害復旧用資機材の確保

地震編 第2章 第8節 第7の「3 災害復旧用資機材の確保」を準用する。

4 停電とふくそう対策

地震編 第2章 第8節 第7の「4 停電とふくそう対策」を準用する。

第8 共同溝・電線共同溝の整備

東北地方整備局、県及び市町村は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案し、風水害においては耐水性にも考慮する。

第9 廃棄物処理施設

地震編 第2章 第8節の「第9 廃棄物処理施設」を準用する。

第5節 防災知識の普及

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、教育庁）、市町村、第二管区海上保安本部、仙台管区气象台、東日本電信電話（株）宮城事業部、各防災関係機関

第1 目的

地震編 第2章 第10節の「第1 目的」を準用する。

第2 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

災害発生時の県、市町村及び防災関係機関は、災害対策の中枢を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

2 住民等への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

イ 総合防災訓練、講演会等の実施

県及び市町村は、住民等の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、住民等の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民等に周知させる。

ロ 防災とボランティア関連行事の実施

県及び市町村は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く住民等を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

(2) ハザードマップ等の活用

県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等

の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 専門家の活用

県及び市町村は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(4) 普及・啓発の実施

県及び市町村は、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工団体、その他の公共的団体、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者（火山災害においては火山防災エキスパート）による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- | |
|--|
| <p>① 災害危険性に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域における避難対象地区 ・ 孤立する可能性のある地域内集落 ・ 土砂災害警戒区域等に関する知識 ・ 風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識 など <p>② 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと ・ 「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例 ・ 各地域における災害種別毎の指定緊急避難場所及び避難路に関する知識 ・ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 ・ 各地域における避難情報の伝達方法 など <p>③ 家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ・ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ・ 自動車へのこまめな満タン給油 ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え ・ 出火防止等の対策の内容（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、住宅 |
|--|

用火災警報器の設置等)

- ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など

④ 災害時にとるべき行動

- ・ 近隣の人々と協力して行う救助活動
- ・ 自動車運行の自粛
- ・ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動 など

⑤ その他

- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
- ・ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ・ 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であること など

(5) 要配慮者及び観光客等への配慮

イ 要配慮者への配慮

県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、多言語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

ロ 観光客等への対応

市町村は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要パンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市町村及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置するなど、広報に努める。

(6) 災害時の連絡方法の普及

イ 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話（株）宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、県及び市町村は、

その仕組みや利用方法等の周知に努める。

ロ 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。

(7) 相談窓口の設置

県及び市町村は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

地震編 第2章 第10節 第2の「3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及」を準用する。

4 地域での防災知識の普及

地震編 第2章 第10節 第2の「4 地域での防災知識の普及」を準用する。

5 ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

県及び市町村は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における災害時の対応の周知

県及び市町村は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

(3) 雪道を運転する場合の備え

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、ドライバーは、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンを装着するほか、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。

6 社会教育施設や防災拠点の活用

地震編 第2章 第10節 第2の「6 社会教育施設や防災拠点の活用」を準用する。

第3 学校等教育機関における防災教育

地震編 第2章 第10節の「第3 学校等教育機関における防災教育」を準用する。

第4 県民の取組

地震編 第2章 第10節の「第4 県民の取組」を準用する。

第5 防災指導員の養成

地震編 第2章 第10節の「第5 防災指導員の養成」を準用する。

第6 災害教訓の伝承

地震編 第2章 第10節の「第6 災害教訓の伝承」を準用する。

第6節 防災訓練の実施

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、教育庁）、市町村、東北総合通信局、防災関係機関

第1 目的

地震編 第2章 第11節の「第1 目的」を準用する。

第2 防災訓練の実施とフィードバック

地震編 第2章 第11節の「第2 防災訓練の実施とフィードバック」を準用する。

第3 県の防災訓練

地震編 第2章 第11節の「第3 県の防災訓練」を準用する。

第4 市町村の防災訓練

地震編 第2章 第11節の「第4 市町村の防災訓練」を準用する。

第5 防災関係機関の防災訓練

地震編 第2章 第11節の「第5 防災関係機関の防災訓練」を準用する。

第6 救助・救急関係機関の教育訓練

地震編 第2章 第11節の「第6 救助・救急関係機関の教育訓練」を準用する。

第7 通信関係機関の非常通信訓練

地震編 第2章 第11節の「第7 通信関係機関の非常通信訓練」を準用する。

第8 学校等の防災訓練

地震編 第2章 第11節の「第8 学校等の防災訓練」を準用する。

第9 企業等の防災訓練

- 1 企業等は、災害の発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- 2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、災害発生の際に指定緊急避難場所・指定避難所となることを想定し、避難者の受入れや避難所運営の訓練等を実施する。
- 3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

- 4 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。
- 5 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の避難訓練を実施する。
- 6 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(訓練内容)

- (1) 避難訓練 (避難誘導等)
- (2) 消火訓練
- (3) 浸水防止訓練
- (4) 救急救命訓練
- (5) 災害発生時の安否確認方法
- (6) 災害発生時の対応 (帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等)
- (7) 災害時の危険物、有害物の漏えい等の対処訓練
- (8) 災害救助訓練
- (9) 市町村・自治会・他企業との合同防災訓練
- (10) 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第7節 地域における防災体制

地震編 第2章の「第12節 地域における防災体制」を準用する。

第8節 ボランティアのコーディネート

地震編 第2章の「第13節 ボランティアのコーディネート」を準用する。

第9節 企業等の防災対策の推進

＜主な実施機関＞

県（復興・危機管理部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部）

第1 目的

地震編 第2章 第14節の「第1 目的」を準用する。

第2 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(2) 事業継続上の取組の実施

企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

(3) 帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合（火山災害において降灰の影響を受けている場合を含む）、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

(4) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。

特に、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、市町村長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

(5) 地下街・大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施

浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のために活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき、自衛防災組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。なお、避難確保・浸水防止計画の作成に際しては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くように努める。

また、浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告する。

2 県、市町村及び防災関係機関の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

県、市町村、防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業防災の取組支援

県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

市町村、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等

の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(3) 企業の防災力向上対策

県、市町村及び各業界の民間団体は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

(4) 避難確保計画に対する助言及び指導

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。また、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支援を行うとともに、市町村は、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表するなど、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとる。

第3 企業等の防災組織

地震編 第2章 第14節の「第3 企業等の防災組織」を準用する。

第10節 情報通信網の整備

＜主な実施機関＞

県（総務部、復興・危機管理部、企画部、土木部）、県警察本部、市町村、防災関係機関、各放送事業者

第1 目的

地震編 第2章 第16節の「第1 目的」を準用する。

第2 県における災害通信網の整備

地震編 第2章 第16節の「第2 県における災害通信網の整備」を準用する。

第3 市町村における災害通信網の整備

1 情報伝達ルートの多重化

地震編 第2章 第16節 第3の「1 情報伝達ルートの多重化」を準用する。

2 市町村防災行政無線等の整備拡充

地震編 第2章 第16節 第3の「2 市町村防災行政無線等の整備拡充」を準用する。

3 職員参集等防災システムの整備

地震編 第2章 第16節 第3の「3 職員参集等防災システムの整備」を準用する。

4 地域住民等に対する通信手段の整備

(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備

市町村は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 情報伝達手段の確保

市町村は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、NHK、民間放送、CATV、ラジオ（コミュニティFM含む。）等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

なお、市町村防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

(3) 情報伝達手段の注意事項

人口や面積の規模が大きい市町村において、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合、自動的に配信される情報伝達手段による避難情報について、必要なエリアに伝達することが有効であると考えられる。同報系防災行政無線やIP告知放送等については、市

町村単位よりもエリアを限定して情報伝達できるものもあることから、地域の実情に応じて、その有効性や運用上の課題等を考慮した上で、伝達手段の提供範囲等を検討する必要がある。

(4) 要配慮者への配慮

市町村は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

5 孤立想定地域の通信手段の確保

地震編 第2章 第16節 第3の「5 孤立想定地域の通信手段の確保」を準用する。

6 非常用電源の確保

地震編 第2章 第16節 第3の「6 非常用電源の確保」を準用する。

7 大容量データ処理への対応

地震編 第2章 第16節 第3の「7 大容量データ処理への対応」を準用する。

第4 防災関係機関における災害通信網の整備

地震編 第2章 第16節の「第4 防災関係機関における災害通信網の整備」を準用する。

第5 放送施設の整備

地震編 第2章 第16節の「第5 放送施設の整備」を準用する。

第11節 職員の配備体制

地震編 第2章の「第17節 職員の配備体制」を準用する。

この場合において、同節第2 1 (3) 中「県内で震度6弱以上(実測値)を観測する地震が発生したとき、県内に特別警報(地震動特別警報を除く。)が発表されたとき」とあるのは「県内に特別警報(地震動特別警報を除く。)が発表されたとき」と、2中「震度4(実測値)を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、県内で震度5弱(実測値)を観測する地震が発生したとき、又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき(ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による。)」とあるのは「県内の活火山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報(火口周辺)が発表されたとき、県内で台風による被害の発生が予想されるとき、県内に大雨、洪水又は高潮警報が発表され、かつ広範囲にわたる被害の派生が予想される時又は被害が発生したとき」と、「震度5強(実測値)を観測する地震が発生したときに特別警戒本部を自動的に」とあるのは「風水害等に対する警戒態勢を強化する必要があると認めた場合に特別警戒本部を」と、第3中「震度4以上を観測する地震」とあるのは「災害」と、「管内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき」とあるのは「管内に特別警報が発表されたとき」と読み替える。

第12節 防災拠点等の整備・充実

地震編 第2章の「第18節 防災拠点等の整備・充実」を準用する。

この場合において、同節第3中「それぞれの機関の」とあるのは「洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の」と読み替える。

第13節 相互応援体制の整備

地震編 第2章の「第19節 相互応援体制の整備」を準用する。

この場合において、同節第3中「実践的な内容とする。」とあるのは「実践的な内容とする。雪害が少ない市町村は、相互応援協定の締結に当たり、雪害対応に係る経験が豊富な市町村との協定締結も考慮する。」と読み替える。

第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

地震編 第2章の「第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備」を準用する。

第15節 緊急輸送体制の整備

地震編 第2章の「第22節 緊急輸送体制の整備」を準用する。

この場合において、同節第2中「災害に対する安全性」とあるのは「災害に対する安全性(火山災害においては、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受けるおそれのある区域)」と、「耐震性の確保」とあるのは「風水害に対する安全性の確保(雪害においては特にスノーシェッドの設置、除雪体制の強化等)」と読み替える。

第16節 避難対策

＜主な実施機関＞

県（復興・危機管理部、企画部、保健福祉部、農政部、水産林政部、土木部、教育庁）、県警察本部、市町村

第1 目的

地震編 第2章 第23節の「第1 目的」を準用する。

第2 避難誘導體制

市町村は避難情報について、河川管理者、水防管理者及び仙台管区气象台等の協力を得つつ、あらかじめ、避難情報の発令区域やタイミングを設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

県は、市町村に対し、避難情報の発令基準策定の支援を行うなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市町村は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

市町村は、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

また、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

県及び市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。

第3 水害、土砂災害、高潮災害における避難情報

1 避難情報と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

市町村が避難情報を発令する場合又は仙台管区气象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努める。

高齢者等避難又は避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な

親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

県民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	市町村
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）	避難指示	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保）	高齢者等避難	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認	注意報（洪水、大雨、高潮）	仙台管区気象台
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）※大雨、高潮に関するもの	

2 避難情報の発令対象区域の設定

(1) 水害

市町村は、洪水予報河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、避難情報の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。

その他河川については、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、避難情報の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難情報の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、市町村は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区

域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難情報の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に情報絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

国及び県は、市町村に対して、これらの基準及び対象地域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

(2) 土砂災害

市町村は、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行う。

(3) 高潮災害

市町村は、避難情報の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、水位周知海岸が指定されている場合においてはその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。

高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであるため、中小規模の高潮を対象としたものではなく、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて、発令対象範囲をあらかじめ定めておく必要がある。そのため市町村は、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難情報を発令することができるよう、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について県が算定したものを、あらかじめ把握しておくことが望ましい。また、水位周知海岸以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておく。

また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合は、到達時間に応じて避難情報の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、想定最大規模の高潮浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた高潮浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

第4 指定緊急避難場所の確保

1 市町村の対応

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

市町村は、災害から管内の住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所を災害種別に応じてあらかじめ定めておき、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立退き避難から行動を変容し緊急安全確保を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努める。

(2) 公共用地等の有効活用

市町村は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(3) 教育施設等を指定する場合の対応

市町村は、学校等教育施設（私立学校を含む）を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

(4) 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

市町村は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

市町村は、指定緊急避難場所と位置づけられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(6) 指定緊急避難場所の指定基準等

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、がけ崩れ、土石流、地滑り、高潮、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴い発生する火山現象（火砕流や溶岩流、

噴石等を想定)とする。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

- イ 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。
 - ロ 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
 - ハ 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。
- また、上記基準のほか、次の条件に留意する。
- ニ 要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
 - ホ 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。
 - ヘ 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
 - ト 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。
 - チ 危険物施設等が近くにないこと。
 - リ 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
 - ヌ 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
 - ル 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
 - ヲ 被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

2 県の対応

県は、市町村で指定する指定緊急避難場所を補完するという観点から、広域的な避難場所について検討し、必要に応じて整備を図る。

この場合、上記1（6）の指定基準等のほか、道路交通の利便性にも留意する。

第5 避難路の確保

地震編 第2章 第23節の「第4 避難路の確保」を準用する。

第6 避難路等の整備

地震編 第2章 第23節の「第5 避難路等の整備」を準用する。

この場合において、同項1中「地震の揺れ」とあるのは「災害」と読み替える。

第7 避難誘導體制の整備

地震編 第2章 第23節の「第6 避難誘導體制の整備」を準用する。

第8 避難行動要支援者の支援方策

地震編 第2章 第23節の「第7 避難行動要支援者の支援方策」を準用する。

第9 教育機関における対応

地震編 第2章 第23節の「第9 教育機関における対応」を準用する。

第10 避難計画の作成

地震編 第2章 第23節の「第10 避難計画の作成」を準用する。

第11 避難に関する広報

市町村は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等水害に関するハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期に立ち退きが必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民に確認を促すよう努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

また、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するよう努めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についても緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップ等を作成し、住民等に配布するとともに、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ検討を行う。

さらに、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、同報無線等の整備を推進する。

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努める。

第17節 避難受入れ対策

地震編 第2章の「第24節 避難受入れ対策」を準用する。

この場合において、同節第2 10中「可能となるよう」とあるのは「可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに」と、第6 9中「不通となった場合」とあるのは「不通となった場合（火山災害において降灰の影響を受けている場合を含む。）」と読み替える。

第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保

地震編 第2章の「第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保」を準用する。

第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

地震編 第2章の「第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。

第20節 複合災害対策

地震編 第2章の「第27節 複合災害対策」を準用する。

第21節 災害廃棄物対策

地震編 第2章の「第28節 災害廃棄物対策」を準用する。

この場合において、同節第1中「障害物」とあるのは、「障害物、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）」と読み替える。

第22節 災害種別毎予防対策

<主な実施機関>

県（総務部、復興・危機管理部、企画部、環境生活部、保健福祉部、農政部、水産林政部、土木部）、
県警察本部、市町村、東北森林管理局、第二管区海上保安本部、東北地方整備局、
東京航空局仙台空港事務所、関東東北産業保安監督部東北支部、自衛隊、
東日本高速道路（株）東北支社、東日本旅客鉄道（株）仙台支社、阿武隈急行（株）、
仙台空港鉄道（株）、仙台市交通局、仙台国際空港（株）、県毒劇物協会

第1 火災予防対策

1 目的

地震編 第2章 第21節の「第1 目的」を準用する。

2 現況

出火件数は、1975年以降1,000件前後を上下していたが、1990年以降は増加傾向にあり、出火原因をみると、放火、放火の疑い、たばこ、たき火、こんろがここ数年連続上位で推移している。

3 情報の収集・伝達体制の整備

地震編 第2章 第21節 第2の「1 情報の収集・伝達体制の整備」を準用する。

4 防災活動の促進

出火要因としてはガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほか、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるほか、放火による火災も多発している。

このため、県、市町村及び消防機関は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

県民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

火災発生は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

(2) 住民への指導強化

世帯構成が、核家族化、少子化、高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

(3) 出火防止のための査察指導

市町村及び消防機関は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

(4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、家庭における火災予防に関する知識の習得、地域全体の防火意識の高揚なども重要であることから、幼少年消防クラブ及び女性（婦人）防火クラブの結成と育成について指導する。

(5) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により県民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

5 消防組織の充実強化

地震編 第2章 第21節 第3の「1 消防組織の充実強化」を準用する。

6 消防力の強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、県は、消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、市町村、消防本部における消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図るよう指導するとともに、財政援助に努めるものとし、市町村、消防本部はこれらの設備整備を積極的に進める。

また、県は市町村に対し、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池等を消防水利としての活用を指導し、これらの施設整備を促進する。

7 消防団の育成

地震編 第2章 第21節 第3の「3 消防団の育成」を準用する。

8 火災予防措置

地震編 第2章 第21節 第3の「5 火災予防措置」を準用する。

9 消防計画の充実強化

地震編 第2章 第21節の「第5 消防計画の充実強化」を準用する。

10 その他の予防対策

上記以外の予防対策については、前節までの各予防対策を準用する。

第2 林野火災予防対策

1 目的

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、消防関係機関は林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

2 現況

出火件数は、気象に左右されるものの1975年以降100件前後で推移してきており、焼損面積では、1983年に860ha、2001年に160haを消失した大規模林野火災も発生している。出火原因では、たき火、タバコ等の不始末によるものが多く、近年のアウトドアブームに併せて森林に対する関心が高まる中、入山者が多くなっていることに伴い、林野火災の発生する危険度も増してきている。

3 事前警戒措置

(1) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市町村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(2) たき火等の制限

イ 市町村長は気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。

ロ 市町村長は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、その市町村の区域内の在る者に対し火の使用を制限する。

4 広報宣伝の充実

県、市町村及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発表等林野火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

(1) 山火事防止強調月間の設定

春の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

(2) 山火事予防運動の推進

林野火災予防等に関して、山火事予防運動推進方針に基づき、関係機関（県、市町村、森林組合等）の連携強化を図るとともに、みやぎ森林保全協力員及びみやぎ森林保全推進活動協定団体による森林巡視及び啓発活動を強化し、林野火災に対する県民の関心を喚起し、林野災害発生予防を推進する。

(3) ポスター、標識板等の設置

屋内外、登山口、林野内の道路、樹木等にポスター、標識板、立看板等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。

(4) 報道機関等による啓発・宣伝

火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、学校等の協力を得て、ラジオ等による広報、新聞及び県、市町村並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載、県ホームページ及びSNSを活用した普及・啓発を図る。

- (5) 学校教育による防火思想の普及
自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。
- 5 森林等の管理、整備
森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。
- (1) 林道（防火道）の整備
消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。
- (2) 治山えん堤等（防火用水施設）の整備
治山・砂防えん堤及びダムを計画的に整備するほか、既存のえん堤・ダムを利用し付近に貯水施設を設ける。
- (3) 防火線の整備
森林区画・尾根等に、立地条件、気象条件を配慮した、防火線を布設し、その維持を図る。
- (4) 防火林帯の整備
防火樹を植栽した林帯を整備する。
- (5) 森林の適切な保育管理
林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行なう。
- 6 防ぎよ資機材の備蓄
県、市町村等関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎよ活動に必要な資機材を備蓄しておく。
- 7 防災活動の促進
県、市町村等関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。
また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎよ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動の強化・充実を図る。
- (1) 火気使用設備・器具の安全化
- (2) 住民への指導強化
- (3) 出火防止のための査察指導
- (4) 初期消火体制の強化
- 8 林野火災特別地域の指定
市町村は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けておく。

第3 危険物等災害予防対策

地震編 第2章の「第9節 危険物施設等の予防対策」を準用する。

第4 海上災害予防対策

1 目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、予防対策について定める

2 船舶の安全な運航等の確保

(1) 第二管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。

イ 海図、水路図誌等水路図書の整備

ロ 港内、狭水道等船舶のふくそうする海域における航行管制、海上交通情報提供等の実施

ハ 危険物荷役における安全防災対策の指導

ニ 航路標識の整備

ホ 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施

(2) 国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うとともに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する。

(3) 港湾管理者等は、管理施設の維持管理に努める。

3 職員の配備体制

関係機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集等応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに年1回以上の訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟等について徹底を図る。

4 防災関係機関相互の応援体制

第二管区海上保安本部、県及び市町村は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結するなど平常時から連携を強化しておく。

5 捜索、救助、救急及び医療活動

(1) 救助・救急関係機関は、当該機関及び関係事業所に係る救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行うよう努める。

(2) 第二管区海上保安本部と県、第二管区海上保安本部と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

6 緊急輸送活動

第二管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

7 危険物等の大量流出時における防除活動

第二管区海上保安本部、県及び市町村は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス、油処理剤等の防除資機材の備蓄に努め、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図る。

また、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

8 防災訓練の実施

第二管区海上保安本部は、県、市町村及び民間救助・防災組織、石油関係事業者等並びに港湾管理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、相互に連携したより実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

9 海上防災知識の普及

第二管区海上保安本部は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

10 海上交通環境の整備

港湾管理者は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

第5 航空災害予防対策

1 目的

航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、関係機関は、被害を未然に防止し又は軽減を図るよう努める。

2 航空機の安全な運航等の確保

(1) 航空会社の措置

イ 航空機を操縦するパイロットの技術向上、運航前の保守点検等の安全管理の徹底を各航空会社が責任をもって行う。

ロ 乗客に対し運航上の注意事項を遵守するよう呼びかける。

(2) 仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の措置

イ 航空保安業務を適正かつ確実に処理すること。

ロ 航空保安業務を行うに際し、その責任体制及び処理体制を明確にするように努める。

(3) 乗客の措置

乗客は、運航上の注意事項を遵守する。

3 防災関係機関相互の応援体制

空港内及び空港周辺での事故等に備え、関係機関においては、下記の協定等に基づき応援体制の充実・強化を図る。

- ・ 仙台空港における消火救難隊の活動に関する協定
- ・ 仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書
- ・ 仙台空港医療救護活動に関する協定書

4 救助・救急、医療及び消火活動

仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社、県、市町村及び関係事業所等において、救助・救急

用資機材及び化学消防車等の消防用資機材の整備促進に努める。

5 緊急輸送活動

道路管理者等は、負傷者等の病院搬送が円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。

6 防災訓練の実施

空港内及び空港周辺での事故等に備え、仙台国際空港株式会社及び関係機関は、仙台空港緊急計画に基づき、訓練を実施する。

第6 鉄道災害予防対策

1 目的

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招くおそれがあることから、事故災害防止のため、鉄道事業者は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。

2 東日本旅客鉄道（株）仙台支社

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

(2) 社員の配備体制

各体制に基づき関係社員の配置体制をとる。

(3) 関係機関相互の応援体制

関係機関及び協力会社との連絡を緊密にする。

(4) 避難誘導體制

災害発生時、駅のコンコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行って情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

(5) 防災訓練の実施

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

イ 非常呼出訓練

ロ 避難誘導訓練

ハ 消火訓練

ニ 脱線復旧訓練

ホ その他

(6) 車両避難等の措置

新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずる。

3 阿武隈急行（株）

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設について、必要に応じて補強対策を推進し、災害等による異常事態が発生した

ときは、運転規制等によって災害の防止を図る。

また、構造物等の変状若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、災害時の線路巡回計画を定める。

(2) 社員の配備体制

関係社員の非常参集体制の整備を図る。

(3) 関係機関相互の応援体制

災害発生時において、迅速な応急・復旧活動等ができるように、防災関係機関相互の連携を図る。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に、適切な誘導避難が行えるよう、防災訓練を適宜実施するとともに、業務研修により周知徹底を図る。

イ 非常呼出訓練

ロ 避難誘導訓練

ハ 消火訓練

ニ 脱線復旧訓練

ホ その他

4 仙台空港鉄道（株）

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため必要に応じて、随時検査を実施する。

(2) 社員の配備体制

各体制に基づき関係社員の配置体制をとる。

(3) 関係機関及び協力会社との連絡を緊密にする。

(4) 防災訓練の実施

事故、災害発生時に適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

イ 非常呼出訓練

ロ 避難誘導訓練

ハ 消火訓練

ニ その他

5 仙台市地下鉄

(1) 施設の状況

仙台市地下鉄の営業路線は、南北線の泉中央駅から富沢駅までの14.8km、東西線の八木山動物公園駅から荒井駅までの13.9kmである。各駅に消火設備や排水設備等を設置するなど安全性を高めるとともに、風速計等により情報の収集を行っている。

列車の運行については、ATC（自動列車制御装置）等を採用し安全運行に努めている。

また、総合指令所で全列車の運行を管理していることから、異常事態発生時においては、列車無線等による即時の対応が可能となっている。

イ 車両の現況

地下鉄南北線・東西線車両に使用している材料は、不燃性又は難燃性のものを使用し、車体の材料は、アルミニウム軽合金を使用している。

在庫車両一覧表（平成28年2月現在）

南北線	型式	制御車	電動車	合計
	1000N系	42両	42両	84両
東西線	型式	電動制御車	電動車	合計
	2000系	30両	30両	60両

ロ 電気設備の概要

災害時の照明及び最低限必要な動力（排水ポンプ、防災設備等）用電源を確保するため、南北線は北仙台変電所及び長町南変電所、東西線は青葉山変電所及び卸町変電所に非常用発電装置を設置している。

(2) 災害の予防

イ 計画運休

急な避難や窓口の閉鎖等による危険や混乱を回避し、利用者や職員の生命、身体を保護するため、嚴重な警戒が必要な台風の通過等が見込まれる場合には、計画運休をはじめ、各種業務停止の可否を判断する。

なお、計画運休については事前に実施可能性や実施決定を周知する。また、その他の業務停止を決定した場合は、暇がない場合を除き事前周知を行う。

ロ 安全管理に係わる情報の収集・伝達と事故防止の啓発

鉄道施設内に風速計を設置しているほか、警報、注意報等については、（一財）気象業務支援センターからEメールで総合指令所に送信されることとなっている。

また、防災監視制御盤を各駅の駅務室内に設置し、火災等の発生時における情報を管理している。

事故防止の啓発については、各課において災害を想定した訓練を実施しているほか、鉄道管理部・鉄道技術部全体の総合防災訓練を実施している。

ハ 安全な運行管理と車両等の安全性の確保

列車の運行については、ATC（自動列車制御装置）及びATO（自動列車運転装置）を導入しているほか、総合指令所において全列車の運行を管理している。

各駅のホームの状況については、駅務室、管区駅及び総合指令所においてITVによって監視している。

6 鉄軌道の交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）に基づき踏切道の立体交差化や構造改良の促進、必要に応じ交通規制の実施や踏切道の統廃合等、踏切事故の防止対策に努める。

また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第7 道路災害予防対策

1 目的

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

2 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

警察本部は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

3 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

(1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するほか、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(2) 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施する。

また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

(3) トンネル

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路付属施設

災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を促進し、これらを有機的に運用するため災害情報システムの構築を図る。

4 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

5 防災関係機関相互の応援体制

- (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。
- (2) 都道府県知事等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく
- (3) 東北地方整備局は、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図る。

6 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

7 緊急輸送活動

- (1) 警察本部及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
また、警察本部は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。
- (2) 警察本部は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図る。

8 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

9 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

10 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達

<主な実施機関>

県、市町村、仙台管区气象台、消防庁、東北地方整備局

第1 目的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 防災気象情報

仙台管区气象台等は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下これらを「防災気象情報」という。）を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これら機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

また、仙台管区气象台等は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル又は警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促す。

なお、県及び市町村が大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、又は自ら知った場合は、県は直ちに市町村に通知しなければならず、市町村は直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

また、仙台管区气象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る他、特別警報・警報・注意報等を発表したときの住民の取るべき行動等について、関係機関と連携して普及啓発に努める。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）により、地方公共団体等へ伝達する。

1 防災気象情報及びその活用

種 類		概 要
特 別	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警

警報		報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。		
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

注 意 報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起を付加することもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪（氷）注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。	
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 (色に相当する避難情報の警戒レベル) ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>（色に相当する避難情報の警戒レベル）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>（色に相当する避難情報の警戒レベル）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>
<p>早期注意情報（警報級の可能性）</p>	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。</p> <p>大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>
<p>宮城県気象情報</p>	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。</p> <p>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が速やかに発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。なお、大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、气象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの宮城県気象情報が発表される場合がある。</p>

土砂災害警戒情報	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒を呼びかける情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。</p> <p>なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。</p> <p>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」「宮城県西部」で気象庁から発表される。</p> <p>なお、実際に危険度高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」、「宮城県西部」で発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>

（注1） 特別警報・気象警報・注意報基準は資料編に定める。なお、地震など不測の事態により気象災害に係わる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でなくなった状態が長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について対象地域を必要な範囲に限定して暫定基準を設定し、通常より低い基準で運用する。暫定基準による運用を開始する際は、その旨を宮城県、市町村及び関係機関へ周知するとともに仙台管区気象台ホームページへ掲載する。

（注2） 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

（注3） 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ

含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

（注4） 水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。（水防活動用）警報・注意報の一覧は資料編に定める。

- 2 東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県と仙台管区气象台が共同で発表する洪水予報
気象業務法第14条の2第2項及び第3項、水防法第10条第2項、水防法第11条第1項の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県と仙台管区气象台が共同して、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、県があらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報で、警戒レベル2～5に相当する。

洪水予報が発せられた場合には、関係機関は、指定河川洪水予報伝達系統図により住民に対し周知を行う。

また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の洪水予報を発表する。この情報は、宮城県気象情報として発表する。

国〔国土交通省〕は、県が指定した洪水予報河川について、県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を県及び気象庁に提供するものとする。

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示発令判断の参考とする。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難発令判断の参考とする。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団出動の参考とする。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

- 3 東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県が発表する洪水に係る水位情報の通知及び周知
水防法第13条の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県が洪水により国民
経済上重大な損害が生ずるおそれがある場合等に、その旨を警告して発表する通知及び周知であ
る。

また、水位情報の通知が発せられた場合には、関係機関は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
の到達情報伝達系統図により住民に対し周知を行う。

- 4 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報（火災気象通報）

気象の状況が火災の予防上危険と認められるとき、具体的には次の条件に該当すると予想さ
れる場合に、宮城県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

- (1) 通報基準

仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準（1参照）

- (2) 地域区分

仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、その他は市町村を単位と
する。（二次細分区域）

- (3) 通報方法

仙台管区気象台は、午後5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状
況の概要を気象概況として毎日午後5時頃に通報する。なお、予想に変化があった合、
定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。

火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通
報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される
場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。

- (4) 通報区分

イ 乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】

ロ 強風注意報→火災気象通報【強風】

ハ 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】

- 5 予報・警報等の細分区域

（平成28年10月10日現在）

府県 予報区	一次細 分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域（含まれる市町村等）
宮城県	東部	東部仙台	仙台市東部（仙台市西部の区域を除く）、塩竈市、名取市、 多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ 浜町、利府町、大和町東部（大和町西部の区域を除く）、大 郷町
		石巻地域	石巻市、東松島市、女川町
		東部大崎	大崎市東部（大崎市西部の区域を除く）、涌谷町、美里町

		気仙沼地域	気仙沼市、南三陸町
		東部仙南	角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町
		登米・東部栗原	登米市、栗原市東部（栗原市西部の区域を除く）
	西部	西部仙台	仙台市西部※1、大和町西部※2、大衡村
		西部仙南	白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
		西部大崎	大崎市西部※3、色麻町、加美町
		西部栗原	栗原市西部※4

仙台市、大崎市、栗原市、大和町は、東部と西部に分割して発表する。

※1：仙台市西部（泉区、青葉区宮城総合支所管内及び太白区秋保総合支所管内に限る）

※2：大和町西部（小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南及び吉田に限る）

※3：大崎市西部（岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に限る）

※4：栗原市西部（一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る）

第3 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県土木事務所長が行うものとし、県土木事務所長が水防警報を発令したときは、速やかに水防管理者及びその他の関係機関に通報する。

また、堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、水防管理者等は、速やかに所轄土木事務所長及び氾濫のおそれがある隣接水防管理者等に通報する。

この通報を受けた土木事務所長は、県水防本部長、所轄国土交通省河川（国道）事務所長（国管理河川の場合）及び所轄警察署長に通報する。

第4 土砂災害警戒情報

県は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示の判断や、住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を仙台管区气象台と共同で発表する。

県は、土砂災害警戒情報を関係市町村長に通知するとともに、広く一般に周知する。

第5 気象警報等の伝達

気象庁及び仙台管区气象台が発表した気象警報・注意報等は、气象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。河川管理者の発表する水防警報も同様とする。

第2節 情報の収集・伝達

<主な実施機関>

県（総務部、復興・危機管理部）、県警察本部、市町村、防災関係機関

第1 目的

災害時において、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 災害情報収集・伝達

地震編 第3章 第1節の「第5 災害情報収集・伝達」を準用する。

この場合において、同項1（3）中「区域内」とあるのは「区域内（海上を含む）」と、2（9）中「地震の揺れが収まり、津波の心配がないと確認された後、二次災害」とあるのは「二次災害」と、（10）中「地震の揺れが収まった後に地震の」とあるのは「災害」と読み替える。

第3 異常現象を発見した場合の通報

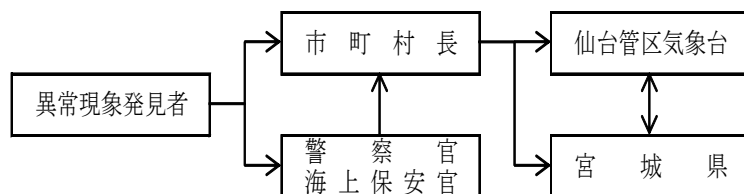
防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合は、遅滞なくその旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報しなければならない。また、通報を受けた市町村長は、その旨を気象台その他関係機関に通報しなければならない。

1 異常現象

- （1） 地象に関する事項 異常音響及び地変
- （2） 水象に関する事項 異常潮
- （3） その他、災害が発生するおそれがある現象

2 通報要領



第3節 通信・放送施設の確保

<主な実施機関>

県（総務部、復興・危機管理部、土木部）、県警察本部、市町村、東北地方整備局、第二管区海上保安本部、東北総合通信局、仙台管区气象台、日本郵便（株）東北支社、東日本電信電話（株）宮城事業部、各放送事業者

第1 目的

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や県民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の設置について、所要の措置を講じる。

第2 災害時の通信連絡

地震編 第3章 第1節 第6の「1 災害時の通信連絡」を準用する。

第3 県防災行政無線施設

地震編 第3章 第1節 第6の「2 県防災行政無線施設」を準用する。

第4 市町村防災行政無線施設

地震編 第3章 第1節 第6の「3 市町村防災行政無線施設」を準用する。

第5 消防無線通信施設

地震編 第3章 第1節 第6の「4 消防無線通信施設」を準用する。

第6 警察情報通信施設

地震編 第3章 第1節 第6の「5 警察情報通信施設」を準用する。

第7 放送施設

地震編 第3章 第1節 第6の「6 放送施設」を準用する。

第4節 災害広報活動

地震編 第3章の「第2節 災害広報活動」を準用する。

第5節 防災活動体制

＜主な実施機関＞

県、市町村、仙台管区气象台、消防庁、東北地方整備局

第1 目的

地震編 第3章 第3節の「第1 目的」を準用する。

この場合において、同項中「アウターライズ地震や余震」とあるのは「二次災害」と読み替える。

第2 初動対応の基本的考え方

地震編 第3章 第3節の「第2 初動対応の基本的考え方」を準用する。

第3 県の活動

地震編 第3章 第3節の「第3 県の活動」を準用する。

この場合において、同項1（1）中「宮城県で震度4（実測値）を観測する地震が発生した場合」とあるのは「県内に大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され災害の発生が予想されるとき若しくは災害が発生したとき」と、（2）中「県内で震度4（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、震度5弱（実測値）を観測する地震が発生した場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による）又は宮城県に津波注意報が発表されたとき」とあるのは「県内に大雨、洪水等の警報が発表され広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき若しくは被害が発生したとき、台風による災害が予想されるとき、又は県内の活火山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき、又は噴火警報（火口周辺）が発表されたとき、その他特に復興・危機管理部長が必要と認めたとき」と、（3）中「県内で震度5強（実測値）を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に津波警報が発表されたとき」とあるのは「特に副知事が必要と認めたとき」と、（4）中「県内で震度6弱（実測値）以上の地震が観測されたとき、県内に特別警報（地震動特別警報を除く）が発表されたとき」とあるのは「県内に特別警報（地震動特別警報を除く）が発表されたとき」と読み替える。

第4 市町村の活動

地震編 第3章 第3節の「第4 市町村の活動」を準用する。

第5 警察の活動

地震編 第3章 第3節の「第5 警察の活動」を準用する。

第6 消防機関の活動

被災市町村の消防機関は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被災者等の救出・救助活動や被害情報の収集活動など所要の活動を行う。

洪水、津波又は高潮による水害が発生した被災市町村の水防管理者は、非常配備の規定等に基づき水防団員を招集し、水防活動体制を確立する。その後、速やかに、水位や堤防決壊等の通報、応急対策、被害情報の収集など所要の活動を行う。

1 消防本部の活動

地震編 第3章 第3節 第6の「1 消防本部の活動」を準用する。

2 消防団の活動

地震編 第3章 第3節 第6の「2 消防団の活動」を準用する。

3 水防団の活動

水防団は、水害が発生した場合、原則として設置主体である水防管理団体の管理者の指揮下に入り、常備消防と協力して水閘門・陸閘門等の施設の操作、各種通報、避難誘導等の活動を行う。

第7 防災関係機関の活動

地震編 第3章 第3節の「第7 防災関係機関の活動」を準用する。

第8 県、市町村、国及び関係機関の連携

地震編 第3章 第3節の「第8 県、市町村、国及び関係機関の連携」を準用する。

第9 複合災害発生時の体制

地震編 第3章 第3節の「第9 複合災害発生時の体制」を準用する。

第6節 警戒活動

＜主な実施機関＞

県（農政部、水産林政部、土木部）、県警察本部、市町村、第二管区海上保安本部、東北地方整備局

第1 目的

県、市町村及び防災関係機関は大雨、洪水、高潮、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第2 警戒体制

県、市町村及び防災関係機関は雨量、河川等の水位、潮位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

第3 水防活動

- 1 洪水又は高潮等による災害が発生するおそれがある場合は、関係機関は設定したタイムラインに沿って、水防活動を実施する。
- 2 水防警報を受報した水防管理者、その他関係機関は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）や高潮の予想される潮位等の警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。
- 3 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、県及び市町村と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「紫（危険）」が出現するなど必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。
- 4 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに住民に周知する。
- 5 水防管理者は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。
- 6 水防管理者は、必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。
なお、水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。

第4 土砂災害警戒活動

- 1 国又は県は、土砂災害防止法に基づく土石流、地滑り又は河道閉塞による土砂災害の急迫した

危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報を市町村長に通知し、住民及び関係機関へ周知する。

- 2 市町村長は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、市町村地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域等の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難情報の発令等の必要な措置を講じる。
- 3 避難情報の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示を発令する事を基本とし、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「危険（紫）」（実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、予め避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に避難指示を発令する。
- 4 市町村は、発令した避難情報の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第5 ライフライン、交通等警戒活動

交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第6 船舶避難活動

第二管区海上保安本部及び港湾管理者等は、高潮による船舶、港湾等の災害が発生するおそれがある場合には、船舶の河川や港外への避難により船舶の安全を図るとともに港湾施設の損壊を防止する。

第7 流木防止活動

関係機関は、港湾・河川において、高潮・洪水等によって生じる係留木材の流出事故に備えるため、相互に連携を図りながら材木の流出防止に努める。

第7節 相互応援活動

地震編 第3章の「第4節 相互応援活動」を準用する。

第8節 災害救助法の適用

地震編 第3章の「第5節 災害救助法の適用」を準用する。

第9節 自衛隊の災害派遣

地震編 第3章の「第6節 自衛隊の災害派遣」を準用する。

第10節 救急・救助活動

地震編 第3章の「第7節 救急・救助活動」を準用する。

この場合において、同節第4 1中「消防・警察機関」とあるのは、「消防・警察機関及び地元漁業関係者等」と読み替える。

第11節 医療救護活動

地震編 第3章の「第8節 医療救護活動」を準用する。

第12節 交通・輸送活動

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、企画部、経済商工観光部、農政部、水産林政部、土木部）、県警察本部、市町村、自衛隊、東北地方整備局、東北運輸局、東日本高速道路（株）東北支社、第二管区海上保安本部、（公社）宮城県バス協会、宮城交通（株）、（公社）宮城県トラック協会、宮城県道路公社

第1 目的

地震編 第3章 第10節の「第1 目的」を準用する。

第2 県の活動

地震編 第3章 第10節の「第2 県の活動」を準用する。

第3 市町村の活動

地震編 第3章 第10節の「第3 市町村の活動」を準用する。

第4 防災関係機関の活動

地震編 第3章 第10節の「第4 防災関係機関の活動」を準用する。

第5 陸上交通の確保

1 災害発生時の自動車運転者の取るべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

- (1) 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所に車両を移動させること。
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することがある。

2 情報の収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、

車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

3 交通規制

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、特に災害発生初期には、使用可能な交通・輸送ルートを一時的に確保するために確保する必要があるため、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとし、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。道路が災害を受けた場合は、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(1) 基本方針

イ 被災地内への車両の流入と走行の規制

(イ) 被災区域内への流入を原則的に禁止し、区域内における一般車両の走行を極力規制する。

(ロ) 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

ロ 避難規制と緊急交通路への流入禁止

避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。

ハ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は迂回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。

ニ 道路管理者との緻密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるように道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

(2) 緊急交通路確保のための措置

イ 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

ロ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ハ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

ニ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は上記ロ、ハの措置をとることができる。

ホ 関係機関等との連携

警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じて、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

(7) 交通マネジメント

イ 東北地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。

ロ 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認められたときは、国土交通省東北地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

ハ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

ニ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有する。

4 緊急通行車両の確認

地震編 第3章 第10節 第5の「3 緊急通行車両の確認」を準用する。

5 障害物の除去等

地震編 第3章 第10節 第5の「4 障害物の除去等」を準用する。

この場合において、同項目（1）及び（2）中「障害物の除去」とあるのは、「障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）」と読み替える。

6 関係機関、道路管理者間の連携・調整

地震編 第3章 第10節 第5の「5 関係機関、道路管理者間の連携・調整」を準用する。

第6 海上交通の確保

地震編 第3章 第10節の「第6 海上交通の確保」を準用する。

第13節 ヘリコプターの活動

地震編 第3章の「第11節 ヘリコプターの活動」を準用する。

第14節 避難活動

＜主な実施機関＞

県、市町村、県警察本部、第二管区海上保安本部、自衛隊

第1 目的

災害時において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、市町村及び防災関係機関は、適切に避難情報の発令等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害・高潮等）

（1） 避難リードタイムを確保できる場合にとる避難行動

高齢者等避難、避難指示の発令時等、避難のリードタイム（指定緊急避難場所への立退き避難に要する時間）が確保できる場合には、立退き避難を基本とし、次のいずれかの避難行動をとる。

イ 立退き避難

災害リスクのある区域等の住民等が、指定緊急避難場所又は安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館）への移動等対象とする災害から安全な場所に移動する。

ロ 屋内安全確保

災害のリスクのある区域等においても、住民等がハザードマップ等で浸水想定区域、浸水等を確認し、自宅・施設等への浸水しない上階への移動又は上層階に留まる等自らの判断で計画的に身の安全を確保する。

（2） 緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動）

緊急安全確保の発令時（※）等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫するなどして避難することができなかった等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点での場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。

※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。

第2 高齢者等避難

- 1 市町村は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応

じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならぬわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令すべきである。

2 土砂災害

平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域の住民に推奨することが望ましい。

3 高潮災害

高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある等、避難指示等を発令する可能性がある場合に、高齢者等避難を発令することを基本とする。台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料とする。

4 夜間に備えた対応

前線や、台風等により立退き避難が困難となる夜間・未明において避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第3 避難の指示等

災害時において、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市町村長は、住民に対して速やかに避難のための立退きを指示する。この際、県は、時機を失することなく避難の指示等が行えるよう、市町村に積極的に助言を行う。さらに、市町村は、避難の指示等を行うに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

また、市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1 避難の指示等を行う者

避難の指示等を行うべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

(1) 避難の指示等を行う者

イ 市町村長（災害対策基本法第60条）

ロ 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

- ハ 海上保安官（災害対策基本法第61条）
- ニ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水防予防組合管理者〔水防法第29条〕）
- ホ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ヘ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

(2) 警戒区域の設定権者

- イ 市町村長（災害対策基本法第63条）
- ロ 警察官（災害対策基本法第63条）
- ハ 海上保安官（災害対策基本法第63条）
- ニ 水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者（水防法第21条）
- ホ 消防吏員又は消防団員（消防法第28条、第36条）
- ヘ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。〔自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条〕）

2 市町村長、知事の役割

市町村長は、大規模な災害等に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難の指示等を行う。また、避難の指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、市町村長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難指示を発令する。

特に土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、市町村長は指定緊急避難場所の開放を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。

前線や、台風等により立退き避難が困難となる夜間・未明において避難指示等が発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長に代わって避難の指示等に関する措置の全部又は一部を実施する。また、市町村から求めがあった場合には、避難情報の対象区域、判断時期等について助言する。

3 洪水等に係る指示

地震編 第3章 第12節 第2の「4 洪水等に係る指示」を準用する。

4 警察の役割

地震編 第3章 第12節 第2の「5 警察の役割」を準用する。

5 第二管区海上保安本部の役割

地震編 第3章 第12節 第2の「6 第二管区海上保安本部の役割」を準用する。

6 自衛隊の役割

地震編 第3章 第12節 第2の「7 自衛隊の役割」を準用する。

第4 避難の指示等の内容及び周知

地震編 第3章 第12節の「第3 避難の指示等の内容及び周知」を準用する。

第5 避難誘導

- 1 住民等の避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努める。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立退き避難から行動を変容し緊急安全確保の措置を講ずべきことにも留意する。

- 2 市町村は、消防職団員、水防団員、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。
- 3 県は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請する。

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

第6 指定緊急避難場所の開放及び周知

市町村は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

第7 避難所の開設及び運営

地震編 第3章 第12節の「第5 避難所の開設及び運営」を準用する。

この場合において、同項中「津波や土砂災害等」とあるのは「洪水、高潮、土砂災害等」と読み替える。

第8 避難情報の発令等による広域避難

地震編 第3章 第12節の「第6 避難情報の発令等による広域避難」を準用する。

第9 避難長期化への対処

地震編 第3章 第12節の「第7 避難長期化への対処」を準用する。

第10 帰宅困難者対策

地震編 第3章 第12節の「第8 帰宅困難者対策」を準用する。

この場合において、同項中「停止した場合」とあるのは「停止した場合（火山災害における降灰の影響を含む。）」と読み替える。

第11 孤立集落の安否確認対策

地震編 第3章 第12節の「第9 孤立集落の安否確認対策」を準用する。

第12 広域避難者への支援

地震編 第3章 第12節の「第10 広域避難者への支援」を準用する。

第13 在宅避難者への支援

地震編 第3章 第12節の「第11 在宅避難者への支援」を準用する。

第15節 応急仮設住宅等の確保

地震編 第3章の「第13節 応急仮設住宅等の確保」を準用する。

第16節 相談活動

地震編 第3章の「第14節 相談活動」を準用する。

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

地震編 第3章の「第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。

第18節 家庭動物の収容対策

地震編 第3章の「第16節 家庭動物の収容対策」を準用する。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

地震編 第3章の「第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第20節 防疫・保健衛生活動

地震編 第3章の「第18節 防疫・保健衛生活動」を準用する。

第21節 遺体等の捜索・処理・埋葬

地震編 第3章の「第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬」を準用する。

第22節 災害廃棄物処理活動

地震編 第3章の「第20節 災害廃棄物処理活動」を準用する。

第23節 社会秩序維持活動

地震編 第3章の「第21節 社会秩序維持活動」を準用する。

第24節 教育活動

地震編 第3章の「第22節 教育活動」を準用する。

第25節 防災資機材及び労働力の確保

地震編 第3章の「第23節 防災資機材及び労働力の確保」を準用する。

第26節 公共土木施設等の応急対策

<主な実施機関>

県、県警察本部、市町村、東北地方整備局、東北農政局、東京航空局仙台空港事務所、第二管区海上保安本部、東日本高速道路（株）東北支社、東日本旅客鉄道（株）仙台支社、阿武隈急行（株）、仙台空港鉄道（株）、宮城県道路公社、仙台市交通局、仙台国際空港（株）

第1 目的

地震編 第3章 第24節の「第1 目的」を準用する。

第2 交通対策

地震編 第3章 第24節の「第2 交通対策」を準用する。

第3 道路施設

地震編 第3章 第24節の「第3 道路施設」を準用する。

この場合において、同項1（1）口中「障害物の除去」とあるのは「障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。））」と読み替える。

第4 海岸保全施設

地震編 第3章 第24節の「第4 海岸保全施設」を準用する。

この場合において、同項2（1）中「地震（震度5弱以上）直後」とあるのは「高潮等の警報が発令され、亘理沖波浪観測所の観測波高（有義波）が3.5mを超え、かつ被災のおそれがあるとき、高潮等の警報解除後」と読み替える。

第5 河川管理施設

1 県の対応

地震編 第3章 第24節 第5の「1 県の対応」を準用する。

2 東北地方整備局の対応

（1）緊急点検

河川管理者は、管理区間の水位観測所において氾濫注意水位を超え又は超える恐れがあり、なお増水が予想される場合は、パトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

（2）二次災害の防止対策

被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。

風水害等により河川管理施設が損壊した場合は、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、災害状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。

（3）応急復旧

河川管理施設が、破堤、決壊、流出、洗掘等の被害を受けた場合は、特に浸水や豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

第6 砂防・地すべり関係施設

地震編 第3章 第24節の「第6 砂防・地すべり関係施設」を準用する。

第7 林道、治山施設

地震編 第3章 第24節の「第7 林道、治山施設」を準用する。

第8 ダム施設

地震編 第3章 第24節の「第8 ダム施設」を準用する。

第9 港湾施設

1 県の対応

港湾管理者は、被災後早急に港湾施設の被災状況を把握し、二次災害による危険の有無及び施設使用の可否を判断し、関係機関の協力を得て必要な措置を講じる。

また、港湾管理者は、その所管する港湾区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。

港湾施設は、被災後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期復旧に努める。

2 東北地方整備局の対応

地震編 第3章 第24節 第9の「2 東北地方整備局の対応」を準用する。

3 第二管区海上保安本部の対応

地震編 第3章 第24節 第9の「3 第二管区海上保安本部の対応」を準用する。

第10 漁港施設

海岸管理者（県及び市町）は、災害発生後早急に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

また、漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

第11 空港施設

地震編 第3章 第24節の「第11 空港施設」を準用する。

第12 鉄道施設

1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社

- (1) 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

イ 仙台支社対策本部

本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。

- (イ) 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

- (ロ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

ロ 現地対策本部

現地対策本部長は、地区駅長、又は地区駅長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。

本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

- (2) 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

- イ JR電話・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及びFAXを整備する。

- ロ 自動車無線、列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。

- ハ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

- (3) 気象異常時の対応

- イ 施設指令は、仙台管区气象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

- ロ 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びSI値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕

※SI値とは、地震によって一般的な建物にどの程度被害が生じるかを数値化したもの。

- (4) 旅客及び公衆等の避難

- イ 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

- ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、

広域避難場所への避難の指示等があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

イ 風水害、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

ロ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ハ 風水害等により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

(6) 運転規制の内容

イ 降雨、河川増水、強風等の風水害等が発生した場合の取扱いは仙台支社運転規制等による。

ロ 列車の運転方法はそのつど決定する。

2 阿武隈急行（株）

災害による異常事態が発生したときは、次の措置を取る。

(1) 気象異常等の場合

列車若しくは車両の運転又は線路の保守に従事する係員は、降雨、降雪等により災害が発生するおそれがある場合又は気象通報を受領した場合は、列車又は車両の運転に特段の注意をし、厳重な警戒をしなければならない。

(2) 雨の場合

イ 観測値等の注意

運転指令は、雨量の観測機器が設置されている箇所においては、定められた観測値又は警報の表示に注意を払わなければならない。

ロ 運転規制の実施等

運転指令又は駅長は、降雨により災害が予想される場合又は施設係員から通告があった場合は、すみやかに、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を見合わせる（以下「運転規制」という。）等必要な手配を行わなければならない。

(3) 運転規制の解除

運転指令は、施設係員から運転規制の必要がなくなった旨の通告を受けた後でなければ運転規制の解除を指示してはならない。又はその通告をしてはならない。

(4) 強風の場合

イ 風速が25m/s以上となったときの処置

運転指令は、風速が25m/s以上となったと認めたときは、次の各号より運転規制を指令しなければならない。

(イ) 「要注運転」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関係する列車に対して、要注運転の指令をする。

- (ロ) 突風等のために列車の運転に危険があると認めるときは、その状況に応じて、一時、列車の運転を見合わせる。
 - (ハ) 留置してある車両に対し、嚴重に転動を防止する手配をする。
 - (ニ) 運転士は、要注運転の指令を受けたときは、規制区間を毎時25km以下の速度で注意して運転する。
- (5) 風速が30m/s以上となったときの処置
- 運転指令は、風速が30m/s以上となったと認めるときは、一時、列車の運転を中止するよう指令する。
- 駅長は、風速が30m/s以上となったと認めるときで、運転指令から指令がないとき又は指令を受けることができないときは、一時、列車の運転を中止して、速やかにその状況を運転指令に報告しなければならない。
- (6) 運転中に強風に遭遇したときの運転士の取扱い
- 運転士は、風速の激しい箇所は、努めて列車の速度を変化しないように、急にブレーキを緊締しないこと。
- また、列車の運転が危険であると認めるときは、橋梁等を避け努めて安全な箇所に停止する。
- (7) 運転規制の緩和又は解除の取扱い
- 運転指令は、風速計の記録又は強風警報表示装置の表示灯により30分以上にわたって、風速が列車の運転中止又は要注運転をする値をこえていないことを確かめてから、列車の運転再開又は列車の要注運転の運転規制の解除を指示する。
- (8) 濃霧又はふぶきの場合
- イ 駅長及び車掌の処置
- 駅長は、濃霧又はふぶきの状況を運転指令に報告し、閉そくに承認を与えた後は、列車の進路を支障しない。
- 車掌又は駅長は、出発合図を行う場合で、濃霧又はふぶきのため、運転士から出発信号機の信号現示が確かめられないときは、その列車に対する出発信号機に進行を指示する信号が現示されている旨を運転士に通告しなければならない。
- (9) 運転士の処置
- 運転士は、運転の途中で濃霧又はふぶきに遭遇したときは、その状況を運転指令に報告し、信号の確認距離の範囲内に停止することができる速度で注意して運転する。この場合、信号機の信号の現示を認めることができないときは、一旦停止する。
- また、列車を停車場から出発させる場合で、車掌又は駅長から出発信号機に進行信号を指示する信号が現示されている旨の通告を受けたときは、それにより列車を進行させる。
- (10) 運転中止
- 運転指令は、駅長又は運転士からの報告に基づいて、信号の確認距離が50m以下になると認めるときは、「列車運転中止」の指令を、その必要がなくなったときは、「解除」

の指令をする。

駅長は、気象の急変により信号の確認距離が50m以下になったときで、運転指令の指示を受けることができない場合は、相手停車場と打ち合わせて列車の運転を中止することができる。この場合、列車の運転を中止したときは、速やかにその状況を運転指令に報告する。

3 仙台空港鉄道（株）

(1) 災害による異常事態が発生した場合には、次の措置を講じる。

イ 気象異常等の場合

車両の運転又は線路の保安に従事する係員は、降雨、降雪等に災害が発生するおそれがある場合、車両の運転に特段の注意をし、厳重な警戒をしなければならない。

ロ 雨の場合

(イ) 雨量計の警報による運転規制

運輸指令は直ちに停車場の係員及び保守係員に通告するとともに、次の各号により運転規制を指令しなければならない。

① 「運転規制」の警報表示があったときは、運転規制区間に関係のある列車に対して、運転規制の指令をする。

(ロ) 運転規制の通告を受けた運転士の取扱い

運転規制区間の状況を必要により運輸指令に報告する。

(ハ) 運転規制の解除

運転規制の必要がなくなったことを認めた保守担当所長は運輸指令に運転規制解除の要請を行う。

ハ 強風の場合

(イ) 運輸指令は風速が25m/s以上と認めたときは、列車の速度規制を行う。

(ロ) 運輸指令は風速が30m/s以上と認めたときは、列車の運転を中止する。

(ハ) 運転規制の緩和又は解除の取扱い

① 運輸指令は風速計の防災システムの表示により30分間以上にわたって風速計が列車の運転を中止する値をこえていないことを確かめてから、列車を速度規制で運転を再開すること。

② 運輸指令は風速計の防災システムの表示により30分間以上にわたって風速計が列車の速度を規制する値をこえていないことを確かめてから、列車の運転規制で規制を解除すること。

(2) 連絡通報体制

災害による事故が発生した場合の連絡体制は、別途定めるとおりとする。

4 仙台市地下鉄

(1) 異常気象時の初動対応について

イ 気象状況の通報及び注意

- (イ) 係員は、列車等の運転に関係ある気象状況について警報若しくは注意報の発表があったとき又は天候が不良となったときは、警戒を厳重にしなければならない。
 - (ロ) 総合指令所長は、異常気象状況を全列車、乗務区、駅その他関係箇所に適宜通報しなければならない。
 - ロ 警戒体制
気象状況が異常の場合の警戒体制等については、別に定めるところによる。
 - ハ 運転規制
総合指令所長は、暴風雨、地震等により災害の発生が予測されるときは、運転速度の制限、運転の休止等の運転規制をしなければならない。
- (2) 暴風雨
- イ 暴風
 - (イ) 総合指令所長は、風速が25 m/s以上になった場合で列車の運転が危険であると認めたときは、全線又は地上部分の運転規制をしなければならない。
 - (ロ) 総合指令所長は、風速が30 m/s以上になったときは、全線又は地上部分の運転を休止しなければならない。
 - ロ 暴風時の駅務サービス課長及び富沢、荒井管理事務所長の取扱い
 - (イ) 駅務サービス課長は、暴風時には、その状況を逐次総合指令所長に報告するとともに、次により取扱わなければならない。
 - ① 留置車両に対して、転動防止の手配を厳重にする。
 - ② 突風等のため列車の運転に特に注意を要すると認められるときは、運転士に対してその状況を通報するとともに、必要により列車の出発を抑止する。
 - (ロ) 富沢、荒井管理事務所長は、暴風時には、前項第一号の取扱いをしなければならない。
 - ハ 暴風時の運転士の取扱い
運転士は、列車の運転中に暴風となったときは、急激に速度を変えないように努める。
 - ニ 浸水の防止
駅務サービス課長は、集中降雨等で浸水が予想されるときは、浸水防止の手配をしなければならない。
 - ホ 浸水時の取扱い
 - (イ) 運転士は、浸水のため運転に支障のおそれがあると認めた場合は、直ちにその状況を総合指令所長に報告し、その指令を受けなければならない。
 - (ロ) 駅務サービス課長又は運転士は、浸水のため運転に支障のおそれがあると認めた場合で総合指令所長の指令を受けることができないときは、乗客を駅に降車させる等臨機の処置をした後、その旨を総合指令所長に報告しなければならない。
- (3) 濃霧又は風雪
- イ 濃霧又は風雪の場合の取扱い

総合指令所長は、濃霧注意報若しくは風雪注意報又は暴風雪警報が発表され、列車の運転に支障を生じ、又はそのおそれのあるときは、列車を徐行させ、又は休止させなければならない。

ロ 濃霧又は風雪の場合の運転士の取扱い

運転士は、濃霧又は風雪のため前途の見通しが不良となったときは、その旨を総合指令所長に報告しなければならない。

第13 農地、農業用施設

地震編 第3章 第24節の「第13 農地、農業用施設」を準用する。

第14 都市公園施設

地震編 第3章 第24節の「第14 都市公園施設」を準用する。

第15 廃棄物処理施設

地震編 第3章 第24節の「第15 廃棄物処理施設」を準用する。

第16 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

地震編 第3章 第24節の「第16 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施」を準用する。

第17 県自らが管理又は運営する施設に関する方針

地震編 第3章 第24節の「第17 県自らが管理又は運営する施設に関する方針」を準用する。

第27節 ライフライン施設等の応急復旧

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、環境生活部、土木部、企業局）、関東東北産業保安監督部東北支部、市町村、東日本電信電話（株）宮城事業部、東北電力（株）宮城支店、東北電力ネットワーク（株）宮城支社、（一社）宮城県LPガス協会、石巻ガス（株）、塩釜ガス（株）、古川ガス（株）

第1 目的

地震編 第3章 第25節の「第1 目的」を準用する。

第2 水道施設

地震編 第3章 第25節の「第2 水道施設」を準用する。

第3 下水道施設

地震編 第3章 第25節の「第3 下水道施設」を準用する。

第4 工業用水道施設

地震編 第3章 第25節の「第4 工業用水道施設」を準用する。

第5 電力施設

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

1 要員の確保

供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。

2 店所間応援の要請及び派遣

地震編 第3章 第25節 第5の「2 店所間応援の要請及び派遣」を準用する。

3 広報活動

地震編 第3章 第25節 第5の「3 広報活動」を準用する。

4 復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により速やかに確保する。

イ 現地調達

ロ 対策組織相互の流用

ハ 他電力からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

6 応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事の実施

災害時における具体的応急工事については、ヘリコプター、車両等の機動力を活用し、応急復旧用資材、移動用機器、流用可能機器、貯蔵品等を用いて応急復旧措置を迅速に行う。

(3) 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

第6 ガス施設

地震編 第3章 第25節の「第6 ガス施設」を準用する。

この場合において、同項1(1)イ中「直ちに情報の収集」とあるのは「防災気象情報等により災害発生が予想される段階で緊急資機材の完備を確認し、次いで情報の収集」と、ハ中「液化石油ガス販売業者についての情報」とあるのは「液化石油ガス販売業者についての情報（水害時は、容器流出についての情報）」と、ニ中「見通し等」とあるのは「見通し等（水害時は、流出容器の捜索状況と発見についての報告）」と読み替える。

第7 電信・電話施設

地震編 第3章 第25節の「第7 電信・電話施設」を準用する。

第28節 農林水産業の応急対策

<主な実施機関>

県（環境生活部、農政部、水産林政部）、市町村

第1 目的

地震編 第3章 第27節の「第1 目的」を準用する。

第2 農業

1 活動体制

地震編 第3章 第27節 第2の「1 活動体制」を準用する。

2 湛水対策

地震編 第3章 第27節 第2の「2 湛水対策」を準用する。

3 営農用資機材の確保

地震編 第3章 第27節 第2の「3 営農用資機材の確保」を準用する。

4 応急技術対策

災害に対応する次の技術対策を徹底し被害の軽減を図る。

(1) 農作物

イ 共通対策

(イ) 再播種等の実施

播種等可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに再播種か再定植を行う。

(ロ) 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転作をする。

ロ 水稻

(イ) 水害

a 大雨に備え、排水路の整備（ゴミの除去や草刈り）や排水機場の稼働体制を整える。

b 冠水田では早期排水により、できるだけ早く葉の一部を水面から出すようにする。

c 台風通過後には、用水路や排水路にゴミがつまり水の流れが悪くなっている所があるので、巡回を徹底し排水改善に努める。

(ロ) 干ばつ

用水不足時は、地域ごとに用水計画をたて、栽培管理にあたっては、生育に応じた節水栽培を行う。

(ハ) 凍霜害

育苗期間の降霜情報に注意し、保温のための対策を行う。

(ニ) 塩害

- a 高潮の被害があった場合は、揚水施設のある水田は、退潮後直ちに真水を注ぎ灌水を行い除塩する。
- b 土壌塩分濃度0.1%以下になるよう灌水及び塩抜溝を設置する。

ハ 畑作物

(イ) 水害

- a 速やかに排水を図る。冠水した場合は、乾かないうちに動噴等を利用して、清水で茎葉の泥を洗い流す。また、軽く中耕して、土壌への通気を図り、生育回復を図るため速効性肥料を追肥する。
- b 退水後、病虫害防除のため、薬剤散布を行う。
- c 回復不可能な場合は、速やかに転作する。

(ロ) 干ばつ

- a 根をいためないように浅く中耕して水分の蒸発を防ぐ。
- b マルチ、敷ワラ等を行う。灌水できるところは畦間に灌水する。

(ハ) 凍霜害

- a 不織布、ビニール、保温マット等の資材で被覆又は保温する。
- b 強い降霜があった場合は、すぐに日光に当てずに、遮光して徐々に融凍する。また、露地では散水してとがす。
- c 果菜類等で側枝発生を図ることで、回復が見込まれる場合は、速効性肥料を施用する。
- d 回復する見込みのない場合は、再播種や転作する。

(ニ) 雨害

麦類は適期刈り取りと乾燥法の改善、早期収納に努める。

(ホ) 雪害（麦類）

融雪の促進を図り、融雪水の排水、速効性肥料の施用及び薬剤散布を行う。

ニ 果樹

(イ) 水害

- a 倒れた樹は、速やかに起し、支柱で支え回復を促進する。
- b 浸水、灌水している果樹園では、排水に努め薬剤散布を行う。

(ロ) 干ばつ

- a 草生園は草刈りを行い、敷草による水分の蒸散防止及び灌水に努める。清耕園は除草をかね浅い中耕を行い敷草をする。
- b 晴天が続く時は葉害がでやすくなるので、農薬の種類、濃度に注意する。

(ハ) 霜害

- a 自園における気温観測を降霜通報時に実行する。
- b 燃料器具資材である燃烧器、重油等を十分準備する。
- c 被害後は、人口授粉を励行する。種類によっては着果量が少ないと徒長枝が出や

すくなるから、早期の芽かき、整枝に注意する。

(2) 養蚕業

イ 水害

(イ) 排水に努めるとともに、株が土砂で埋没した場合は、できるだけ早く取り除く。

(ロ) 泥桑は、水洗いするとともに、無被害桑と混合給桑する。

ロ 干害

(イ) 除草を励行し、敷きわら等の桑園の被覆を採用するよう指導する。

(ロ) 干ばつ桑は、十分に散水・貯水して貯桑し、給与後は濡れた寒冷紗等で蚕座を被覆する。

ハ 凍霜害

(イ) 被害を受けた場合は、5日から7日位そのままにし、被害程度がわかってから処理する。

(ロ) 凍霜害後は、害虫の発生が多いため、特に注意して防除に努める。

(3) 園芸等施設

イ 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。

ロ 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。

ハ 暖房機を稼働させるための電源を確保する。

ニ 給水源等を確保する。

ホ 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないよう対策を講ずる。

5 市町村の役割

(1) 農業関係団体等は、農業災害に係る応急対策を行う。

(2) 市町村は、病害虫防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。

6 畜産に係る応急技術対策

(1) 水害

イ 家畜の退避と飼料の確保を指導する。

ロ 被害家畜の健康検査を実施する。

ハ 状況に応じた飼料作物の管理を指導する。

(2) 干害

イ 給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。

ロ 徒長した牧草類の早期刈りを指導する。

(3) 凍霜害

イ 被害作物は直ちに収穫し、サイレージに調製するか、乾燥して貯蔵する。

ロ 発芽間もない牧草に関しては、てん圧を励行するよう指導する。

(4) 冷害

- イ 牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。
- ロ 家畜の日光浴の励行を指導する。

(5) 雪害

- イ 融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指導する。
- ロ 畜舎等施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

(6) 火災

家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

(7) 病虫害

飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

7 家畜伝染病の防止

地震編 第3章 第27節 第2の「4 家畜伝染病の防止」を準用する。

8 死亡獣畜の処理

地震編 第3章 第27節 第2の「5 死亡獣畜の処理」を準用する。

第3 林業

地震編 第3章 第27節の「第3 林業」を準用する。

第4 水産業

地震編 第3章 第27節の「第4 水産業」を準用する。

第29節 二次災害・複合災害防止対策

地震編 第3章の「第28節 二次災害・複合災害防止対策」を準用する。

第30節 応急公用負担等の実施

地震編 第3章の「第29節 応急公用負担等の実施」を準用する。

第31節 ボランティア活動

地震編 第3章の「第30節 ボランティア活動」を準用する。

第32節 海外からの支援の受入れ

地震編 第3章の「第31節 海外からの支援の受入れ」を準用する。

第33節 災害種別毎応急対策

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、企画部、環境生活部、保健福祉部、水産林政部、土木部）、県警察本部、市町村、東北森林管理局、第二管区海上保安本部、東北地方整備局、東京航空局仙台空港事務所、関東東北産業保安監督部東北支部、自衛隊、東日本高速道路（株）東北支社、東日本旅客鉄道（株）仙台支社、阿武隈急行（株）、仙台空港鉄道（株）、仙台市交通局、仙台国際空港（株）

第1 火災応急対策

地震編 第3章の「第9節 消火活動」を準用する。

この場合において、同節中「地震」又は「地震による火災」とあるのは「火災」と読み替える。

第2 林野火災応急対策

1 目的

林野火災発生時においては、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

2 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火災警報の発令等

市町村は、火災気象通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入山者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

3 林野火災の防ぎよ

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。

(1) 火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。これと並行して宮城県（消防課）、森林管理署、警察署、地方振興事務所等関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、防災行政無線、サイレン、有線放送、広報車等により行う。

(2) 消防隊の編成及び出動区分

消防隊は、消防職員及び消防団員をもって編成し、消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）の所轄下のもとに林野火災の防ぎよを担当する。隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。

消防隊の出動区分は、通常出動及び総員出動とする。通常出動とは、消防職員又は消防団が、出火地点又は延焼区域を含む防ぎよ区の隣接区域等に限って出動するものをいう。総員出動とは、消防職員及び消防団の全部を出動させるものをいう。

(3) 相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の規模が市町村の消防体制では防ぎよが困難と認められる場合、市町村長は、「第3章第7節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行う。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎよが困難である場合の自衛隊災害派遣要請については、「第3章第9節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより行う。

(5) 現地指揮本部の開設

火災が拡大し、総員出動等通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合は、消防長等は現地指揮本部を設置し、消防長等が本部長となり総指揮をとる。

火災の区域が、二以上の市町村又は広域消防事務組合（消防事務組合又は消防事務を所管する広域行政事務組合をいう。）の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長等の協議で定める。

現地指揮本部は、火災の状況及び防ぎよ作業の状況が把握できる場所に設置するよう努める。

現地指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

(6) 消火方法

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。

緩慢火災は、樹冠火には伐開防火線、地表火には掻起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎよ力等を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。

なお、飛火、残火処理に留意する。

(7) 空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合要請することができる。

イ 地形等の状況により、地上の防ぎよ活動が困難な場合

ロ 火災規模に対して地上の防ぎよ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊含む）が不足又は不足すると判断される場合

ハ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予測される場合

なお、空中消火資機材の使用については、「宮城県空中消火用資機材運営要綱」（平成16年4月1日施行）の定めるところによる。

4 県の措置

県は、市町村の実施する応急活動が的確かつ円滑に実施できるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村相互の連絡調整又は当該市町村に対し、指導助言等を行う。

5 市町村の措置

市町村は、市町村の地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

6 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性が高いため、県等関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講じる。

第3 危険物等災害応急対策

1 目的

地震編 第3章 第26節の「第1 目的」を準用する。

2 住民への広報

地震編 第3章 第26節の「第2 住民への広報」を準用する。

3 危険物施設

地震編 第3章 第26節の「第3 危険物施設」を準用する。

4 高圧ガス施設

地震編 第3章 第26節の「第4 高圧ガス施設」を準用する。

5 火薬類製造施設等

地震編 第3章 第26節の「第5 火薬類製造施設等」を準用する。

6 毒物劇物貯蔵施設

地震編 第3章 第26節の「第6 毒物劇物貯蔵施設」を準用する。

7 放射性物質使用・貯蔵施設等の事故に係る措置

放射性物質に係る事故等が発生した場合、地域住民等を放射線から守るため、関係機関は放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて次の応急的保安措置を実施する。

（1）放射性物質貯蔵施設管理者の措置

放射性物質貯蔵施設管理者は事故等の発生について、所轄労働基準監督署、警察、市町村等へ通報するとともに、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は、拡大を防止するための緊急措置を実施する。

(2) 市町村の措置

放射性物質等貯蔵施設管理者等から事故等の発生の通報を受けた市町村は、県へ事故等の発生について、直ちに通報するとともに、放射性物質等貯蔵施設管理者等に対し、災害防止のため必要があるときは警戒区域を設定し、一般住民の立ち入り制限、退去等の措置を講じるとともに、地域住民に対し広報活動を行う。

(3) 警察の措置

事故等の発生の通報を受けた最寄りの警察署は、市町村に速やかに通報するとともに、死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。

また、発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

(4) 消防の措置

事故等の発生の通報を受けた最寄りの消防署は、放射性物質に係る消防活動及び救急救助について、「放射線施設等の消防活動のための手引き」及び「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を例に実施する。

(5) 県の措置

市町村又は県警察本部から事故等の発生について通報を受けた県は、直ちに国（総務省消防庁）へ通報するとともに、応急措置実施機関に対して、必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出を斡旋する。

8 核燃料物質等の輸送中の事故に係る措置

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて次の措置をとる。

(1) 原子力事業者の措置

原子力事業者は、内閣官房、原子力規制委員会、国土交通省、県、事故発生場所を所管する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部等に法令に基づき通報等を行う。

(2) 運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者の措置

運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

(3) 消防の措置

事故の通報を受けた最寄りの消防署は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

(4) 警察の措置

事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状

況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

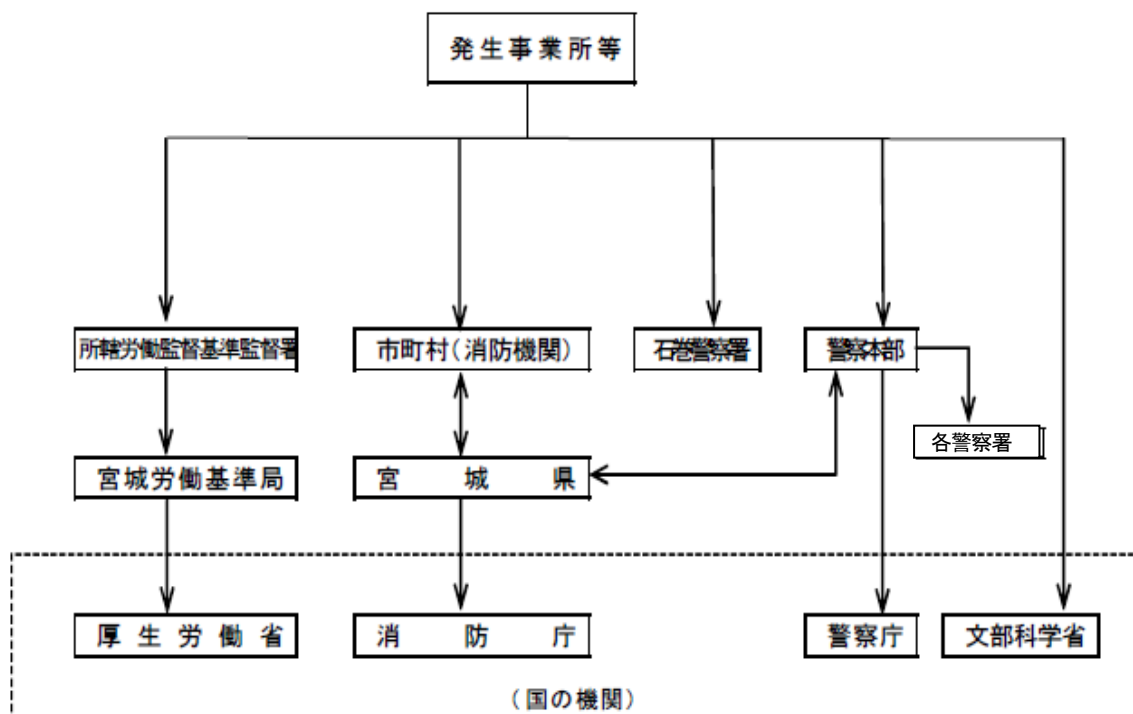
(5) 宮城海上保安部の措置

事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

(6) 県及び市町村の措置

県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

9 事故等の発生時の伝達系統図



- (1) 放射線被ばく及び放射性物質による汚染がない場合は、通常の診療体制で実施する。
- (2) 放射線被ばく及び放射性物質による汚染の可能性が認められる場合は、放射線計測器、除染設備等を有する診療施設においての対応が必要となるため、当該医療機関に協力依頼等の措置を講ずる。

10 環境モニタリング

県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。

また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、災害の状況、工場等の被災状況に応じて、必要な下記の環境モニタリング

等を実施する。

- (1) 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング
- (2) 環境大気中の有害物質等のモニタリング

11 情報連絡通信及び広報

県、市町村及び防災関係機関は、被害の拡大を防ぐために各機関で保有する情報の交換を行い、周辺住民等に対する広報、避難について迅速かつ的確な行動をとる。

第4 海上災害応急対策

1 目的

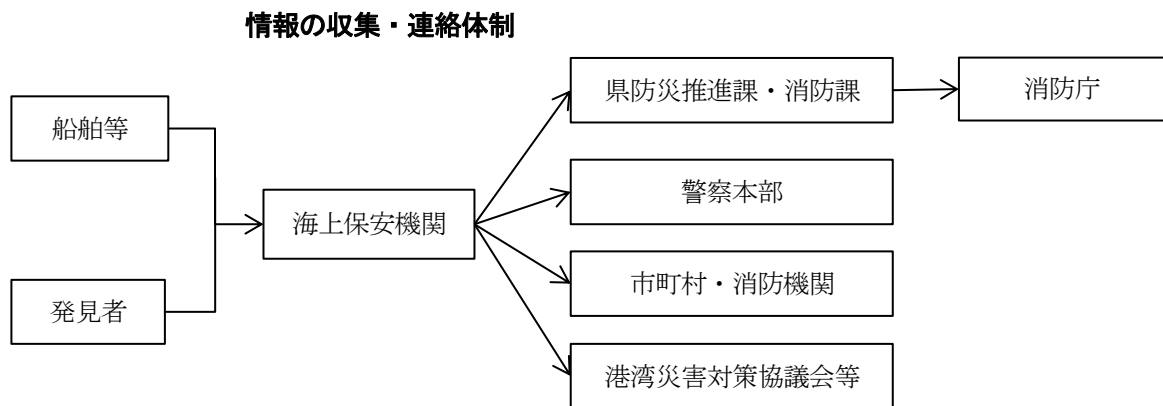
海上災害が発生した場合、県及び関係機関は、航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、排出油等の拡散防止及び防除等の応急対策を実施する。

2 事故発生時における応急対策

(1) 第二管区海上保安本部の措置

イ 情報の収集及び伝達

夜間、休日の場合等においても対応できる情報収集・連絡体制の整備を図る。



(イ) 海上及び沿岸部における被害状況等

- a 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- b 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- c 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- d 水路、航路標識の異状の有無
- e 港湾等における被害状況

(ロ) 陸上における被害状況

(ハ) 関係機関等の対応状況

(ニ) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

ロ 海難救助等

海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に

掲げる措置を講じる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

- (イ) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊等を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその搜索救助を行う。
- (ロ) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて特殊救難隊及び機動防除隊を対応させるほか、関係機関等救助機関に協力を要請する。
- (ハ) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生の防止、船舶の航行を制限し、又は禁止するなどの措置を行う。

ハ 緊急輸送

医師、傷病者、避難者等の人員搬送又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ、積極的に実施する。

この場合、特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船舶を必要に応じ使い分け、有効に活用する。

ニ 流出油等の防除

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (イ) 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものにするため、巡視船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- (ロ) 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- (ハ) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められたときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。
- (ニ) 防除措置を講ずべき者、政府本部及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。
- (ホ) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶の航行を制限し、又は禁止するなどの措置を行う。
- (ヘ) 危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

ホ 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (イ) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (ロ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (ハ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (ニ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (ホ) 水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- (ヘ) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

へ 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。

- (イ) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (ロ) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (ハ) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

ト 警戒区域の設定

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、市町村長又はその命を受けた吏員がその場にはいない時、又はその者から要求があった場合に海上保安官は警戒区域を設定し、巡視船舶及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知しなければならない。

チ 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船舶及び航空機等により次に掲げる措置を講ずる。

- (イ) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (ロ) 警戒区域は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(2) 沿岸市町の措置

イ 被害の及びおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認める時は、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ場合によっては、一般住民の立入制限退去等を命ずる。

ロ 流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合は、必要に応じ巡視警戒を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。

(3) 消防機関の措置

イ 消防機関が所有する資機材を活用し、第二管区海上保安本部が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送を行う。

ロ 海上火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する。

(4) 県の措置

イ 災害状況の把握に努めるとともに、災害情報を入手したときは、関係機関に伝達する。

ロ 応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に指示又は要請する。

ハ 被害の拡大を防止するため、沿岸市町から要請があり、必要と認める場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

ニ 県防災ヘリコプターの活用を図り、情報収集、広報活動を行う。

ホ 港湾管理者は、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は第二管区海上保安本部若しくは関係市町村から協力を求められた場合は、積極的に防災活動に協力するとともに、港湾施設に及ぶ被害を防止するため所要の措置を講ずる。

(5) 警察の措置

イ 海上災害等の発生の通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。

ロ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。

ハ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

(6) 関係団体の措置

イ 宮城県沿岸排出油等防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、協議会会員は相互に要員の派遣等緊密な連携を図り、防除活動の実施に積極的に協力する。

ロ オイルフェンス等の流出油防除資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を所有する関係団体等は、関係行政機関から協力を要請された場合には、必要に応じ協力する。

第5 航空災害応急対策

1 目的

航空機事故等による災害から乗客及び地域住民等を守るため、県は、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎよ又は被害の軽減を図る。

なお、具体的な応急対応については、航空法等に基づく仙台空港緊急計画に定めるところにより実施する。

2 事故発生時における応急対策

航空機事故が発生したときは、仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社及び当該航空機関係機関は、救急医療及び消火救難活動等の応急対策を実施するために、総合対策本部を設置する。

総合対策本部は、仙台国際空港株式会社代表取締役を本部長とし、関係機関と航空機事故等の対策全般に関して協議を行う。

(1) 東北地方整備局の措置

空港基本施設の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

(2) 仙台空港事務所の措置

イ 事故発生時においては、仙台国際空港株式会社等の関係機関と綿密な連絡をとり合い、被害の拡大防止又は軽減を図るため必要な措置をする。

ロ 空港事務所長は、航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

(3) 仙台国際空港株式会社の措置

イ 事故発生時においては、仙台空港事務所等の関係機関と綿密な連絡をとり合い、被害の拡大防止又は軽減を図るため必要な措置をする。

ロ 関係機関との調整を行う総合対策本部、現場活動に係る連絡調整を図る現場合同指揮所を設置し、被害の軽減を図るため必要な措置をする。

ハ 災害時に火災が発生したとき若しくは救助を要するときは、「仙台空港における消火救難隊の活動に関する協定」及び「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を実施する。

ニ 空港内において、航空機事故が発生した場合には、状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置を取る。

ホ 空港内及びその周辺において、大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生し、地元医療機関による対応だけでは困難な場合には、「仙台空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、関係医師会に医療救護班員の派遣を要請する。

ヘ 空港内において、多数の死傷者が発生した場合は、救護所、負傷者の収容所を確保する。

(4) 自衛隊の措置

空港事務所長等法令で定める者から要請を受けたときは、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し適切な措置を行う。

(5) 市町村等の措置

イ 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

ロ 事故発生時に火災が発生したときは若しくは救助を要するときは、「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を実施する。

ハ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

- また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- ニ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
 - ホ 災害の規模が大きく、地元市町村で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他市町村に応援を要請する。
 - ヘ 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(6) 警察の措置

- イ 航空機災害等の発生の通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。
- ロ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。
- ハ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

(7) 県の措置

- イ 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、関係機関に通報する。
- ロ 地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により他市町村に応援を要請する。
- ハ 地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。
- ニ 必要に応じて、関係機関の行う応急対策活動の調整を行う。
- ホ 多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでの対応が困難な場合は、医療救護班を現地に派遣する。

(8) 第二管区海上保安本部の措置

- 航空機事故の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、関係機関に通報する。

第6 鉄道災害応急対策

1 目的

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、鉄道事業者及び防災関係機関は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施する。

2 東日本旅客鉄道（株）仙台支社

(1) 事故発生時における応急対策

- イ 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

(イ) 仙台支社対策本部

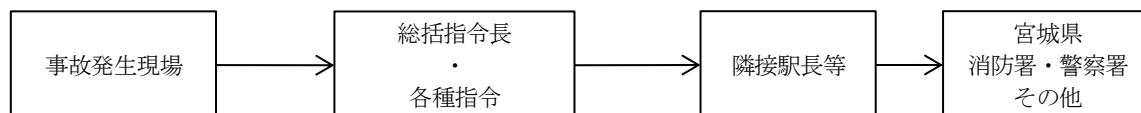
- ① 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。
- ② 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

- ③ 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。
- (ロ) 現地対策本部
現地対策本部長は、地区駅長、地区駅長が指定する者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。
本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。
- ロ 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害に関する警報装置を整備する。
- (イ) J R 電話・N T T 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、及びF A Xを整備する。
- (ロ) 列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。
- (ハ) 風速計、雨量計及び水位計を整備する。
- ハ 気象異常時対応
- (イ) 施設指令は、気象台、関係機関から気象異常（降雨、強風、降雪等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。
- (ロ) 輸送指令は、時雨量、連続雨量及び風速が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係所長に指令する。
〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕
- ニ 旅客及び公衆等の避難
- (イ) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。
- (ロ) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害の発生するおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。
- ホ 消防及び救助に関する措置
- (イ) 風水害等により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。
- (ロ) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。
- (ハ) 災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。
- ヘ 運転規制の内容
運転規制基準及び運転規制区間は、「運転規制等取扱い」に基づき実施する。
- ト 列車の運転方法はそのつど決定するが、おおむね次により実施する。
- (イ) 迂回又は折り返し運転
- (ロ) 臨時列車の特発
- (ハ) バス代行又は徒歩連絡

(2) 連絡通報体制

災害時の連絡通報体制は、下図のとおりである。

連絡通報体制図



3 阿武隈急行（株）

(1) 災害による異常事態が発生した場合には、次の措置を講じる。

イ 気象異常等の場合

列車若しくは車両の運転又は線路の保守に従事する係員は、降雨、降雪等により災害が発生するおそれがある場合又は気象通報を受領した場合は、列車又は車両の運転に特段の注意をし、厳重な警戒をしなければならない。

ロ 雨の場合

(イ) 観測値等の注意

運転指令は、雨量の観測機器が設置されている箇所においては、定められた観測値又は警報の表示に注意を払わなければならない。

- ① 「要注運転」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関する列車に対して、要注運転の指令をする。
- ② 「運転中止」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関する列車に対して、運転中止の指令をする。

(ロ) 運転規制の実施等

運転指令又は駅長は、降雨により災害が予想される場合又は施設係員から通告があった場合は、すみやかに、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を見合わせる（以下「運転規制」という。）等必要な手配を行わなければならない。

(ハ) 運転規制の解除

運転指令は、施設係員から運転規制の必要がなくなった旨の通告を受けた後でなければ運転規制の解除を指示してはならない。又はその通告をしてはならない。

ハ 強風の場合

(イ) 風速が毎秒25m以上となったときの処置

運転指令は、風速が毎秒25m以上となったと認めたときは、次の各号より運転規制を指令しなければならない。

- ① 「要注運転」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関する列車に対して、要注運転の指令をする。
- ② 突風等のために列車の運転に危険があると認めたときは、その状況に応じて、一

時、列車の運転を見合わせる。

- ③ 留置してある車両に対し、嚴重に転動を防止する手配をする。

運転士は、要注運転の指令を受けたときは、規制区間を毎時25km以下の速度で注意して運転する。

- (ロ) 風速が毎秒30m以上となったときの処置

運転指令は、風速が毎秒30m以上となったと認めたときは、一時、列車の運転を中止するよう指令する。

駅長は、風速が毎秒30m以上となったと認めたときで、運転指令から指令がないとき又は指令を受けることができないときは、一時、列車の運転を中止して、速やかにその状況を運転指令に報告しなければならない。

- (ハ) 運転中に強風に遭遇したときの運転士の取扱い

運転士は、風速の激しい箇所は、努めて列車の速度を変化しないようにし、急にブレーキを緊締しないこと。

また、列車の運転が危険であると認めたときは、橋梁等を避け努めて安全な箇所に停止する。

- (ニ) 運転規制の緩和又は解除の取扱い

運転指令は、風速計の記録又は強風警報表示装置の表示灯により30分間以上にわたって、風速が列車の運転中止又は要注運転をする値をこえていないことを確かめてから、列車の運転再開又は列車の要注運転の運転規制の解除を指示する。

ニ 濃霧又はふぶきの場合

- (イ) 駅長及び車掌の処置

駅長は濃霧又はふぶきのその状況を運転指令に報告し、閉そくに承認を与えた後は、列車の進路を支障しない。

車掌又は駅長は、出発合図を行う場合で、濃霧又はふぶきのため、運転士から出発信号機の信号現示が確かめられないときは、その列車に対する出発信号機に進行を指示する信号が現示されている旨を運転士に通告しなければならない。

- (ロ) 運転士の処置

運転士は、運転の途中で濃霧又はふぶきに遭遇したときは、その状況を運転指令に報告し、信号の確認距離の範囲内に停止することができる速度で注意して運転する。

この場合、信号機の信号の現示を認めることができないときは、一旦停止する。

- (ハ) 列車を停車場から出発させる場合で、車掌又は駅長から出発信号機に進行信号を指示する信号が現示されている旨の通告を受けたときは、それにより列車を進行させる。

- (ニ) 運転中止

運転指令は、駅長又は運転士からの報告に基づいて、信号の確認距離が50m以下になったと認めたときは、「列車運転中止」の指令を、その必要がなくなったとき

は、「解除」の指令をする。

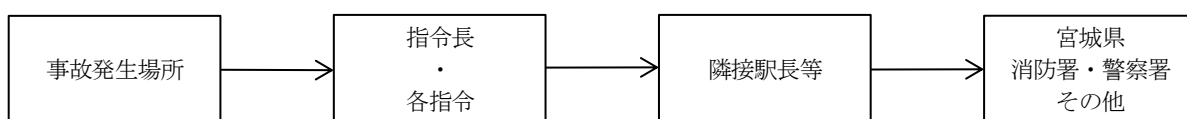
駅長は、気象の急変により信号の確認距離が50m以下になったときで、運転指令の指示を受けることができない場合は、相手停車場の駅長と打ち合わせて列車の運転を中止することができる。

この場合、列車の運転を中止したときは、速やかにその状況を運転指令に報告する。

(2) 連絡通報体制

災害による事故・災害が発生した場合の連絡体制は下図のとおりである。

事故・災害発生時の連絡体制



4 仙台空港鉄道（株）

(1) 災害による異常事態が発生した場合には、次の措置を講じる。

イ 気象異常等の場合

車両の運転又は線路の保安に従事する係員は、降雨、降雪等に災害が発生するおそれがある場合、車両の運転に特段の注意をし、嚴重な警戒をしなければならない。

ロ 雨の場合

(イ) 雨量計の警報による運転規制

運輸指令は直ちに停車場の係員及び保守係員に通告するとともに、次の各号により運転規制を指令しなければならない。

① 「運転規制」の警報表示があったときは、運転規制区間に関係のある列車に対して、運転規制の指令をする。

(ロ) 運転規制の通告を受けた運転士の取扱い

運転規制区間の状況を必要により運輸指令に報告する。

(ハ) 運転規制の解除

運転規制の必要がなくなったことを認めた保守担当所長は運輸指令に運転規制解除の要請を行う。

ハ 強風の場合

(イ) 運輸指令は風速が25m/s以上と認めたときは、列車の速度規制を行う。

(ロ) 運輸指令は風速が30m/s以上と認めたときは、列車の運転を中止する。

(ハ) 運転規制の緩和又は解除の取扱い

① 運輸指令は風速計の防災システムの表示により30分間以上にわたって風速計が列車の運転を中止する値をこえていないことを確かめてから、列車を速度規制で運転

を再開すること。

- ② 運輸指令は風速計の防災システムの表示により30分以上にわたって風速計が列車の速度を規制する値をこえていないことを確かめてから、列車の運転規制で規制を解除すること。

(2) 連絡通報体制

災害による事故が発生した場合の連絡体制は、別途定めるとおりとする。

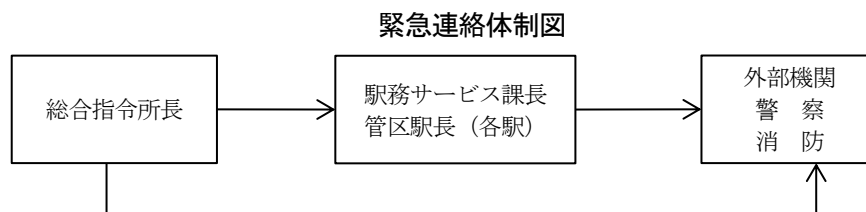
5 仙台市地下鉄

(1) 災害対策本部の措置

災害による被害が激甚な場合等において、旅客及び施設の安全を確保するため、仙台市災害対策本部交通部を設置する。

(2) 緊急連絡体制

災害が発生した場合の緊急連絡体制は下記のとおりである。



(3) 事故発生時における応急対策

イ 水害

- (イ) 駅務員は駅構内が浸水のおそれがあると判断したときは、総合指令所長及び管区駅長に通報するとともに、速やかに旅客の避難誘導を行い、止水板を取り付けるなど適切な処置を講ずる。
- (ロ) 運転士は浸水を発見したときは、直ちにその状況を総合指令所長に報告し次の措置をとる。
- a 軌条の一部が浸水したとき … 注意運転
 - b 軌条の大部分が浸水したとき … 最徐行運転
 - c 軌条が冠水したとき … 緊急停止
- (ハ) 総合指令所長は関係各課に出水状況を報告し、必要により係員の派遣を要請する。
- (ニ) 各課は連絡を密にし情報の収集に努め、必要により設備の点検や巡視等の措置を講ずる。

ロ 風害

- (イ) 総合指令所長は風速計に25m/sの表示が出たときは、必要により全線又は地上部分の運転を規制するなど適宜な措置を講ずる。
- (ロ) 総合指令所長は風速計に30m/sの表示が出たときは、全線又は地上部分の列車の運転を休止する。
- (ハ) 総合指令所長は関係各課に強風のため列車を運転規制又は運転休止した旨を通報する。

(二) 各課は情報の収集に努め、必要により巡視や車庫留置車両の固定等必要な措置を講ずる。

ハ 乗客の避難・救護対策

(イ) 運転士及び駅務員は、列車及び駅の状況を的確に把握するとともに乗客の不安を解消するための放送を行う。

(ロ) 必要に応じ、最も安全と思われる場所へ避難誘導する。

(ハ) 負傷者等が発生した時は、救護に当たるとともに、必要に応じ関係機関に救護要請を行う。

ニ その他の措置

災害発生と同時に関係職員は、巡回点検を行うとともに、応急復旧処置を行う。

(4) 情報連絡通信

災害情報及び応急復旧措置の連絡並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、業務電話、自営PHS等を使用する。

6 県の措置

県は、災害発生後、その状況に応じ、必要な配備体制を整えるとともに、市町等からの災害に関する情報及び被害状況の早急な把握に努め、その結果について、総務省消防庁に報告する。

7 市町の措置

市町は、速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握できしだい、その結果について、県へ報告する。

また、災害応急対策の実施状況を必要に応じ県へ報告するとともに、防災関係機関及び他の地方公共団体への広域応援要請の必要性等を県へ連絡する。

8 隣接地等の使用

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

第7 道路災害応急対策

1 目的

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。

2 事故発生時における応急対策

(1) 県、市町村及び東北地方整備局の対応

イ 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講じる。

また、維持管理委託業者等を指揮して被害情報の収集に努める。

ロ 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

ハ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

ニ 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 東日本高速道路（株）東北支社の対応

イ 目的

高速道路は、我が国の社会経済活動のみならず日常生活においても重要な役割を担っている。

災害時における道路交通の確保は、緊急物資の輸送等の災害応急対策にとって必要不可欠な活動であり様々な応急対策の基礎となる極めて重急な活動である。

このような社会的な役割や重要性に鑑み、東日本高速道路（株）東北支社では、災害時における体制を整備し、各関係機関と相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

ロ 通報連絡体制

気象状況の悪化により災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、事務所においては、被災状況・交通情報把握のため点検を実施し、点検結果について高速道路管理用通信システム（専用線）により支社、交通管制室（仙台宮城IC所在）等に情報伝達を行う。

支社・交通管制室・事務所・料金所及び休憩施設にあつては、相互に連携を取り情報伝達・収集を行う。

なお、支社にあつては、必要に応じ県災害対策本部及び防災関係機関へ連絡する。

なお、事故発生時には、事故当事者及び一般通行者から非常電話等により交通管制室に情報が入る。

ハ 災害及び事故発生時における応急対策

高速道路で災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合及び交通事故が発生した場合、道路の保全確保及び交通への危険を防止するため必要と認められる場合、その通行を禁止又は制限する。

災害が発生した場合には、緊急点検により被災状況を把握し、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに走行可能な状態に応急対策を行う。

事故が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら負傷者等の救助・救出作業を行い、二次事故の防止に努めながら、速やかに走行可能な状態に応急対策を行う。

災害及び事故の規模が、広範囲又は長時間にわたり通行止めを必要とする場合や負傷者等が多数にのぼる場合など社会的影響が甚大な場合には、災害（事故）対策本部、現地災害（事故）対策本部を速やかに設置し、応急対策に当たる。

また、災害及び事故の発生後、直ちに道路交通情報板、路側放送及び巡回車等により通行中の車両に対して情報提供を行い、指定のインターチェンジ等から流出させる等、適切な避難誘導を行う。

ニ 情報連絡通信及び広報

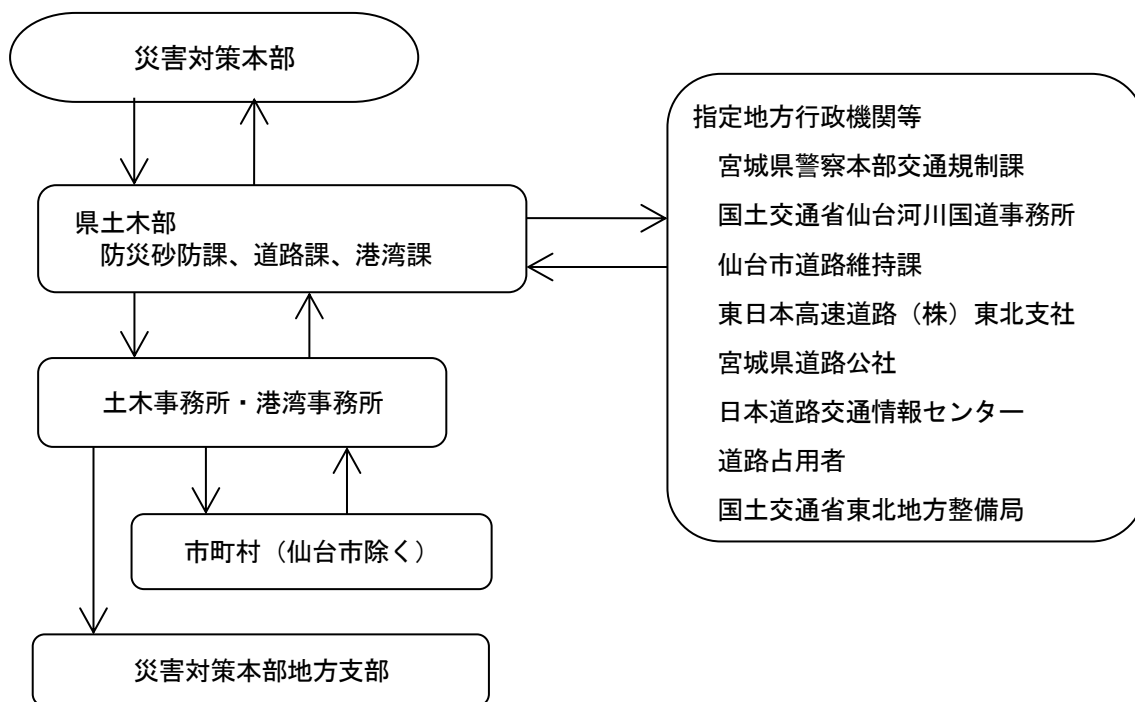
高速道路で災害が発生した場合の情報連絡は、前項ロにより実施するが、支社・事務所間の情報伝達については、通信機能が途絶した場合、衛星通信システムを使用し情報伝達を行う。

なお、災害時等における広報については、道路交通情報提供施設、マスメディア等により、提供する。

3 情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

道路関係における災害発生時の情報と連絡系統



第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

地震編 第4章の「第1節 災害復旧・復興計画」を準用する。

この場合において、同節第3 3（2）中「災害廃棄物」とあるのは「災害廃棄物、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）」と読み替える。

第2節 生活再建支援

地震編 第4章の「第2節 生活再建支援」を準用する。

第3節 住宅復旧支援

地震編 第4章の「第3節 住宅復旧支援」を準用する。

第4節 産業復興支援

地震編 第4章の「第4節 産業復興支援」を準用する。

第5節 都市基盤の復興対策

地震編 第4章の「第5節 都市基盤の復興対策」を準用する。

この場合において、同節第2 4中「ライフラインの特性」とあるのは「ライフラインの特性（風水害においては耐水性を含む。）」と読み替える。

第6節 義援金の受入れ、配分

地震編 第4章の「第6節 義援金の受入れ、配分」を準用する。

第7節 激甚災害の指定

地震編 第4章の「第7節 激甚災害の指定」を準用する。

第8節 災害対応の検証

地震編 第4章の「第8節 災害対応の検証」を準用する。